

よくわかる なん かい じ しん たい さく 「南海地震対策」 のしくみ

「高知県南海地震による災害に強い
地域社会づくり条例」で備えをスピード・アップ!



トラフ博士



ゆうどうくん



ヘルパちゃん



たいさくくん

減災

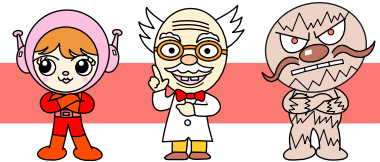
「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」について

過去から繰り返し起こる南海地震。その発生を防ぐことはできませんが、被害を少なくするという事は可能です。この「減災」を実現したいというみんなの願いをひとつにしたのが、この条例です。この条例は、防災文化の根付いた「震災に強い地域社会」にみんなでステップ・アップするための「ガイド役」でもあります。

また一方で、この条例には、従来から取り組まれてきた南海地震への備えを、よりスピード・アップさせる効果が期待されます。南海地震の発生は着実に近づいています。次の南海地震が発生するまでの貴重な時間を有効に使って、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が力をあわせて、早急に備えを進めていくことが求められています。



つなみまん



じしんまん

目次

1 条例制定の背景	1ページ	10 震災からの復興を進める	24ページ
2 条例の全体構造	4ページ	11 地域の防災力の強化(県民の備え)	25ページ
3 基本理念と責務・役割	5ページ	12 地域の防災力の強化(事業者の備え等)	26ページ
4 地震の揺れの被害から生命を守る	6ページ	13 地域の防災力の強化(自主防災組織の活動)	28ページ
5 津波から逃げる	9ページ	14 高知県南海地震対策推進週間	30ページ
6 火災から生命を守る	14ページ	15 災害時要援護者への支援等	31ページ
7 土砂災害等の危険から生命を守る	15ページ	16 地震防災に関する知識の普及、人材育成等	33ページ
8 震災から生命を救う	17ページ	17 広報活動の実施、啓発等	36ページ
9 被災者の生活の安定を図る	21ページ	18 南海地震対策を計画的に進める	37ページ

防災文化を創るのはあなた

①

南海地震の発生確率は、30年以内に50~60パーセントといわれています

私の歳に30歳足すと、まあすごい年齢。きっとその頃死んでるから、別に備えなくてもいいわね

②

それは確率の話で、今晚起こってもおかしくないんだよ

あら、そうなの

うっ!

今晚

③

地震がいつ来ても無事できるように、地震に強い生活習慣を身につけなきゃ

これから、家具は寝室に置かないよ。あっちへ持って行って

④ お母さんを見習って、息子家族も地震に備えました。

地震に強い生活習慣を次の世代に引き継いでいって大切だね。防災文化は、あなたの備えから始まるよ

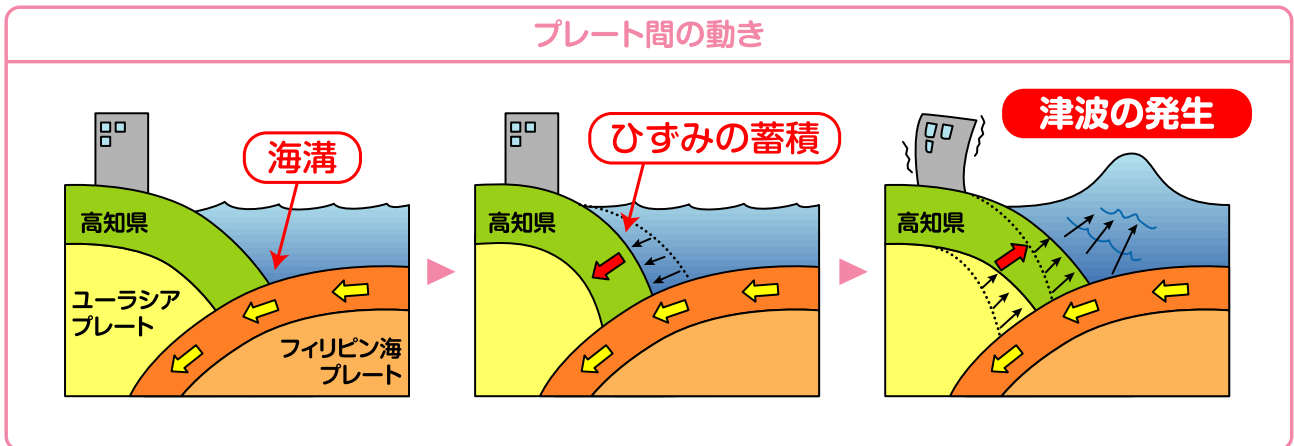
家具等の配置の見直しは、8ページを参考にしてください。

1 条例制定の背景（前文）

宿命の南海地震がやってくる

土佐湾沖では、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む動きをしています。毎年毎年、二つのプレートの境界付近でひずみが少しずつたまり蓄積します。ひずみに耐える力が限界に達した時に、引き込まれたプレートが急に元に戻ろうと跳ね上がることによって南海地震が発生します。

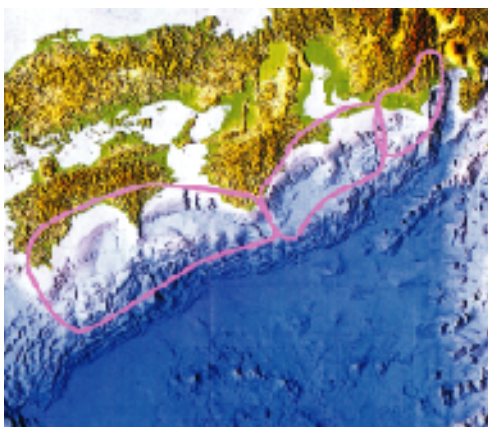
南海地震が発生すると、高知県全体が大きく揺れますが、さらに、海底の地盤の変形に伴って海面が変動することにより津波が発生します。



南海地震は、これまでおおむね100年から150年ごとに発生しています。前回の1946年（昭和21年）に発生した昭南海地震は、地震の規模が小さかったため、エネルギーがまだ残っていると考えられ、次の南海地震は100年を待たず今世紀前半にも発生する危険があるといわれています。また、過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数十時間から数年の時間差で発生しています。

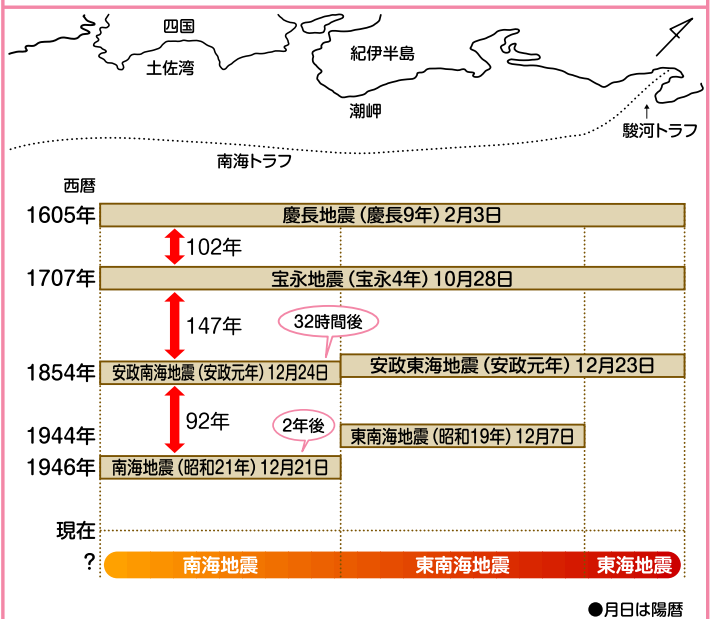
想定震源域

ピンク色の領域は、想定震源域（南海地震（左）、東南海地震（中）、東海地震（右））。この広い領域が動き、地震が起こると考えられています。



海底地形図（提供 海上保安庁海洋情報部）

1600年以後の南海地震と東南海・東海地震



※南海地震とは、紀伊半島の南側の海域から土佐湾までの地域及びその周辺の地域におけるプレートの境界を震源とする大規模な地震をいいます。

南海地震による被害

◆南海地震による災害の特徴

大きな揺れ／1分を超えて続き、その震度は、ほとんどの地域で震度5強から震度6強、一部の地域では震度7になります。

大津波／津波は、揺れ始めから、早いところで3分、遅いところでも30分程度で、高知県の全沿岸域に押し寄せ、その高さはおよそ6メートルから8メートル、ところによっては10メートルを超えます。ただし、「遅いところ」というのは、湾奥などの限られた地点です。ほとんどの沿岸では、これよりも早く津波が到着しますので注意が必要です。

地盤の変動／高知県では、南海地震のたびに地盤の沈下や隆起といった地盤変動が見られます。特に、高知市では、大規模な地盤沈下の記録が残されており、次の南海地震でも地盤沈下によって広い範囲が長期間にわたって浸水することが想定されます。

甚大な被害と地域の孤立／こうした地震の揺れ、津波等によって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立するおそれがあります。

◆被害の想定（被災原因別）

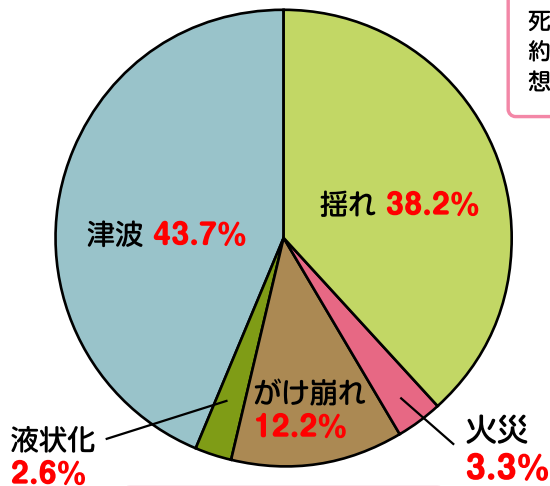
ひとたび起これば、死傷者約2万人、全壊・半壊建築物約16万7千棟といった甚大な被害をもたらすと想定されています。（第2次高知県地震対策基礎調査より）

南海地震により高知県に想定される被害

（第2次高知県地震対策基礎調査より）

①建築物被害（冬の早朝発生の場合）

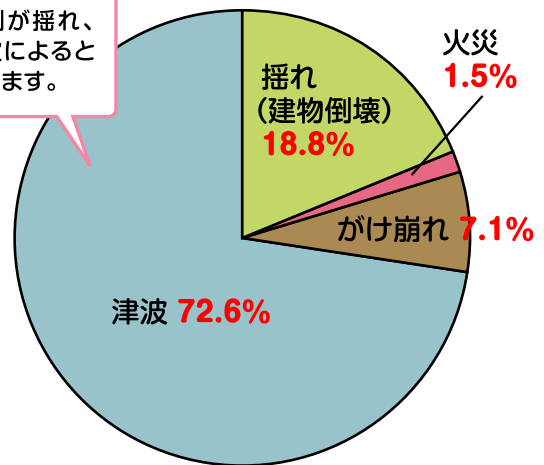
➡ 全壊／81,712棟 半壊／85,922棟



建築物全壊の原因

②人的被害（冬の早朝発生で津波避難意識が低い場合）

➡ 死者／9,627人 負傷者／10,766人



死亡原因

死者の約2割が揺れ、約7割が津波によると想定されています。

冬の夕方発生の場合だと…

全焼建物／2,712棟→14,042棟 火災による死者／148人→771人へ増加

③避難所への避難者数（冬の夕方発生で、1日経過後） ➡ 最大で、258,870人

しかし<現状>は…県民の備えはまだ不十分

- ・南海地震・東南海地震に関心を持っている方 ➡ 約80%
- ・「大きな津波が来る前には必ず海の水が大きく引く」と誤解している方 ➡ 約80%
- ・津波浸水予想区域に住み、「大きな揺れで、すぐに避難」と知っている方 ➡ 約30%のみ
- ・家具の全部又は大部分を固定している方 ➡ 約5%のみ

(一部のみ固定している方を合わせても約30%)

4県(三重県・和歌山県・徳島県・高知県) 共同地震・津波県民意識調査 平成19年度調べ

この結果から、南海地震への関心はあるものの、備えが十分ではないことがわかります。

地震に向けてプレートは着々と動いていても、人の心が備えに向けてなかなか動いてないドーン



条例の制定趣旨

南海地震は必ず起こる「宿命の地震」。しかし、備えて被害を少なくする方法はあります。

そのためには、

- 県、市町村等は、被害の軽減のために最大限の努力をすること。
- 災害から、自らの生命は自らで守り、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の基本に立ち、家庭や事業所において備えを行うことや地域において住民相互の協力による防災活動を行うこと。

これが重要

こうした考えを、みんなで共有し、それぞれの役割を果たし、南海地震による災害に強い地域社会を実現していきましょう!

なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定しました!!

震災に強い地域社会にステップアップ!

備えをスピードアップ!



【みんなでめざす「防災文化」づくり】

繰り返し災害に見舞われる地域において、人々がそこで長い間災害から地域社会を守るために蓄積し、世代から世代へと時代の変化や社会構造の変化に合う形にしながら伝承してきた知恵、技術、習慣などを「防災文化」といいます。

繰り返し南海地震の被害を受けてきた高知県にこそ、「地震に備える防災文化」が必要です。家具固定をしたり、スムーズな避難のために靴や懐中電灯を枕元に置いたり、食料・飲料水の備蓄をするなどの習慣が県民の生活に根付いていくことも、「防災文化」に繋がる例です。どんな習慣にも、「最初に始めた日」というのがあります。条例ができたこの機会に、南海地震への備えの習慣を、みんなでスタートさせましょう。



2 条例の全体構造

条例の全体構造・目次

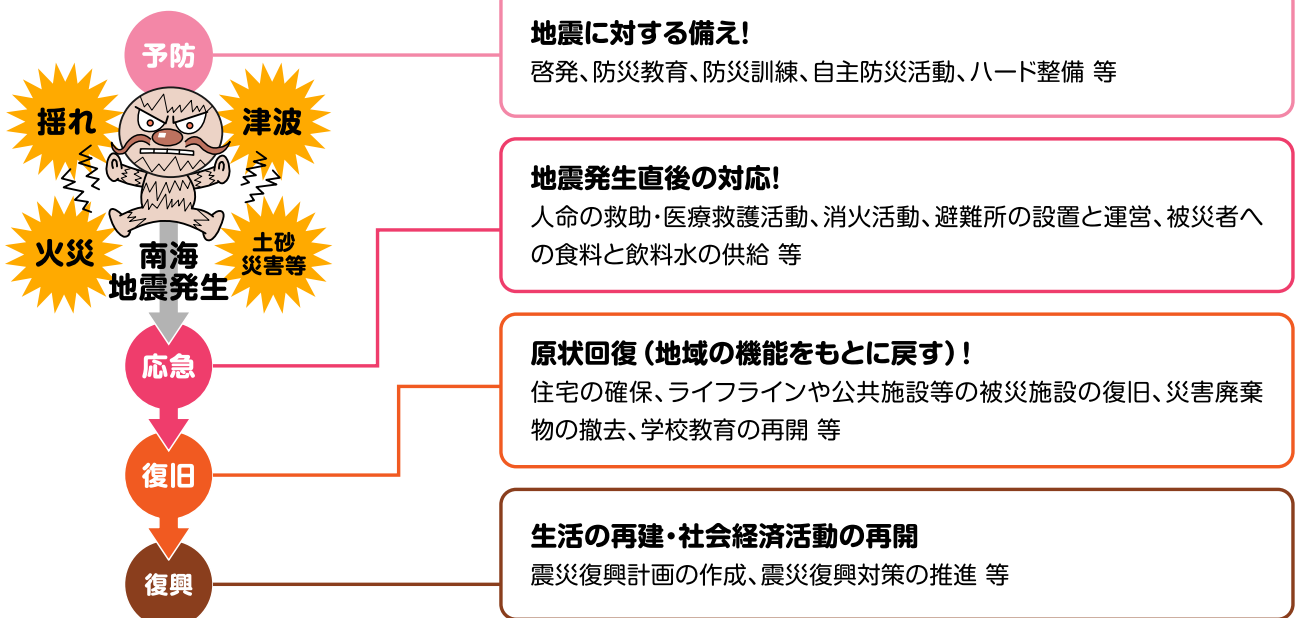
南海地震対策の課題は、大きく分けると、「地震の揺れの被害」(第2章)・「津波」(第3章)・「火災」(第4章)・「土砂災害等の危険」(第5章)からどう生命を守るかということと、被災直後の応急活動等により生命を救い(第6章)、早期に被災者の生活の安定を図り(第7章)、よりよい復興を進めていく(第8章)ということに分けられます。これらの課題を章名にし、その解決のために、誰がどういった備えや行動などを行う必要があるかを規定しました。

また、全体を通じてベースとなる「基本理念」、「県民・事業者・県の責務」や「市町村の役割」(第1章)、被害を少なくするために最も重要となる「震災に強い人づくり・地域づくり・ネットワークづくり」(第9章)、南海地震対策を計画的に進めていくための「高知県南海地震対策行動計画」の作成(第10章)について規定しています。

条例の目次

前文	→力を合わせて南海地震の備えを早急に進め、生命を守っていくことを決意
第1章 総則(第1条-第7条)	→基本理念、県民・事業者・県の責務、市町村の役割
第2章 地震の揺れの被害から生命を守る(第8条-第13条)	南海地震の災害事象別に対策を規定しています。
第3章 津波から逃げる(第14条-第19条)	
第4章 火災から生命を守る(第20条-第21条)	
第5章 土砂災害等の危険から生命を守る(第22条-第24条)	
第6章 震災から生命を救う(第25条-第27条)	
第7章 被災者の生活の安定を図る(第28条-第30条)	→復旧期
第8章 震災からの復興を進める(第31条-第32条)	→復興期
第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める	県民、事業者の備え、自主防災組織の活動、災害時要援護者支援、防災教育ほかの定め
第1節 地域の防災力の強化(第33条-第36条)	
第2節 災害時要援護者への支援等(第37条-第39条)	
第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等(第40条-第42条)	
第10章 南海地震対策を計画的に進める(第43条-第44条)	→高知県南海地震対策行動計画の作成と見直し
第11章 雑則(第45条-第46条)	→南海地震以外の地震への適用
附則	→条例の施行は、平成20年4月1日から

南海地震対策の流れ



3 基本理念と責務・役割（第1章）

条例の基本理念(第3条)

「自助」とは自分たちの身は自分たちで守ること、「共助」とは地域や身近にいる人同士が助け合うこと、「公助」とは個人や地域の力では解決できないことについて、国、県、市町村などの公的機関が行うことをいいます。

被害を減らすためには、自助・共助・公助が役割分担と連携のもとに、それぞれの取組を進める必要があります。

繰り返し南海地震の被害に見舞われる高知県では、日ごろから災害への備えを心がけて習慣とする「防災文化」が根付いている必要があります。

南海地震による災害から生命・身体・財産の権利を守ることでできる「震災に強い地域社会」に向けて、みんなで取組の輪を広げ、全県的な運動に展開し、力を合わせて実現をしていきましょう!



責務と役割

● 県民の責務(第4条)

- ・ 地震防災に関する知識の習得その他必要な備えを行うこと。
- ・ 自助の取組を行動に移すように相互に啓発し合い、地域で支え合うこと。
- ・ 南海地震が発生したときは、自らの判断により危険の回避等を行うこと。
- ・ 南海地震が発生したときは、助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うこと。

● 事業者の責務(第5条)

- ・ 所有し、又は管理する施設、設備等の安全性の確保をすること。
- ・ 震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うこと。
- ・ 南海地震が発生したときは、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等を積極的に行うこと。
- ・ 事業活動を再開するために必要な措置をとること。

● 県の責務(第6条)

- ・ 組織及び機能のすべてを挙げて、市町村及び防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進すること。
- ・ 市町村及び防災関係機関と連携して、自助の取組と共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行うこと。
- ・ 国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果及び情報を南海地震対策に反映すること。また、その成果及び情報の公表を行うこと。

● 市町村の役割(第7条)

- ・ 県、他の市町村、防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、当該市町村の住民の生命、身体及び財産並びに地域を震災から守るための取組の推進をすること。

では、条例の各章をみてみましょう



4 地震の揺れの被害から生命を守る（第2章）

地震の揺れによって発生する被害

- ・耐震性の低い建築物の倒壊等
- ・室内の家具、電気製品、窓ガラス等の転倒・落下・飛散
- ・ブロック塀、自動販売機その他の屋外工作物等の転倒・落下
- ・公共土木施設（道路（橋りょうを含む。）、河川、海岸、港湾、漁港等）の被害 など

様々な影響

- ・倒壊等による圧死のほか、建築物内に閉じ込められた場合の津波や火災からの避難の遅れによる人的被害の拡大
- ・家屋を失うことによる避難生活の長期化
- ・応急救助活動の拠点や避難所等の機能の喪失
- ・事業者における事業の中断
- ・ライフラインや交通などへの影響 など

南海地震での建築物の被害

（第2次高知県地震対策基礎調査の想定）

全壊／31,191棟 半壊／50,983棟

建築物倒壊による死者／1,807人 負傷者／9,343人



新潟県中越地震による家屋倒壊（新潟県長岡市）

地震の揺れの被害からの安全の確保(第8条)

地震は、いつどこで起こるか分かりません。

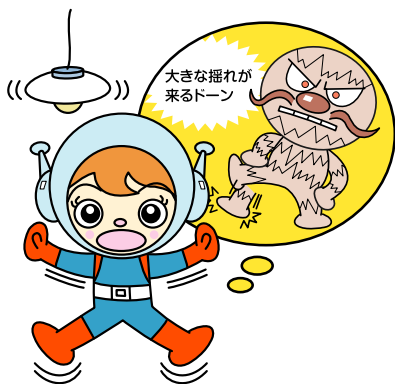
一人ひとりが、周囲の状況に応じて、あわてずにはまず身の安全を確保することが必要です。

●県民は・・・

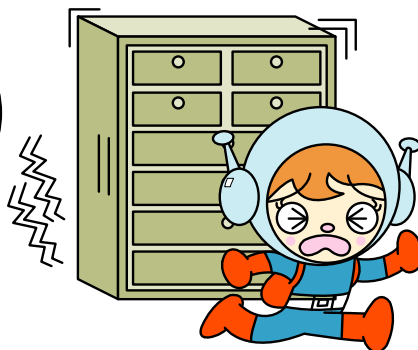
自らの安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。

<地震発生時にすること>

地震動警報（いわゆる「緊急地震速報」）を知ったとき、又は地震の揺れを感じたときは、



地震の揺れにより物が転倒し、落下するなどのおそれがある場所から直ちに離れる。



頭を保護するなど、自らの安全を確保する。



※机が押しつぶされるほどの重量物が落下する可能性があるときは、机の下でも危険です。より安全な所に逃げましょう。

●事業者は・・・

地震動警報（いわゆる「緊急地震速報」）を知ったとき、又は地震の揺れを感じたときは、事業所内の人の安全を確保するため、次のような必要な措置をとらなければいけません。

- ・頭を保護して落ち着いた行動等をとるように促す。
- ・避難誘導を行う。 など

<緊急地震速報とは>

考えよう 数秒間で 出来ること

地震をすばやくキャッチし、強い揺れが始まることを数秒から数十秒前にお知らせする情報で、テレビ・ラジオなどを通じて入手できます。

※ただし、震源に近い場所では、強い揺れに間に合わないことがあります。

緊急地震速報を見聞きしたときは

➔ 強い揺れが来るまでの短い間に、身を守るための行動を取る必要があります。



多くの人がいる施設では

- ・係員の指示に従う
- ・落ち着いて行動する
- ・あわてて出口に走り出さない

自動車などの運転中は

- ・急ブレーキはかけず、緩やかにスピードを落とす
- ・ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促す
- ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する

屋外では

- ・ブロック塀の倒壊などに注意する
- ・看板や割れたガラスの落下に注意する
- ・丈夫な建築物の中へ避難する
- ・落石やがけ崩れに注意する

既存建築物の耐震化の推進(第9条)

昭和53年(1978年)に発生した宮城県沖地震などで建築物に大きな被害が発生しました。そのため、震度5強程度の地震に対してはわずかな損傷に留め、震度6強以上の地震に対しては建築物に被害が出ても倒壊等で死者が出ないことを目的として、昭和56年(1981年)6月から新しい耐震設計法が導入されました。この条例では、昭和56年5月31日以前に建築された(同日において工事中であったものを含む。)建築物を「**既存建築物**」と呼んでいます。新しい耐震設計法で建築されていないと思われる既存建築物では、まず耐震診断を受けることが大切です。

●建築物の所有者は・・・次のことを努めなければいけません。

- ・既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うこと。
- ・耐震性を維持するため、点検や補修を行うこと。(第33条第1号)
(耐震基準を充たして建てられた建築物もメンテナンスが大事です。)

<ご利用ください 木造住宅の耐震化のための支援制度>

県では、既存建築物のうち木造住宅を対象に、耐震診断、耐震設計、耐震改修の支援をしています。

申込先 住宅の所在する市町村
補助制度 (耐震診断) 自己負担3,000円
(耐震設計) 設計費用の2/3の額 最高20万円を補助
(耐震改修) 最高60万円を補助

※それぞれ補助要件がありますので、県住宅課又は市町村にお問い合わせください。

●県は・・・

- ・県有の既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うように努めます。
- ・耐震化の優先順位等を定めた「県有建築物耐震化実施計画」を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。 など



県立学校の耐震補強(枠付鉄骨プレース工法の例)

屋内における家具等や屋外工作物等の安全対策の推進(第10条・第11条)

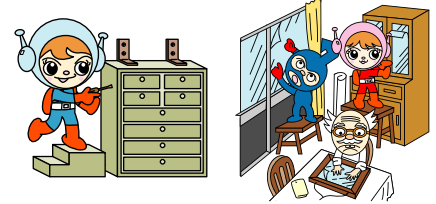
近年発生した大きな地震でけがをした原因を調べると30～50パーセントの人が、家具等の転倒・落下によるものでした。また、宮城県沖地震(1978年)や福岡県西方沖地震(2005年)では、倒れたブロック塀の下敷きとなって死者が発生しました。

死傷者の発生に加えて、迅速かつ円滑な避難の支障となりますので、揺れて転倒、落下、飛散する危険がある物は屋内・屋外ともに安全対策を進めることが重要です。

屋内における家具等の安全対策の推進(第10条)

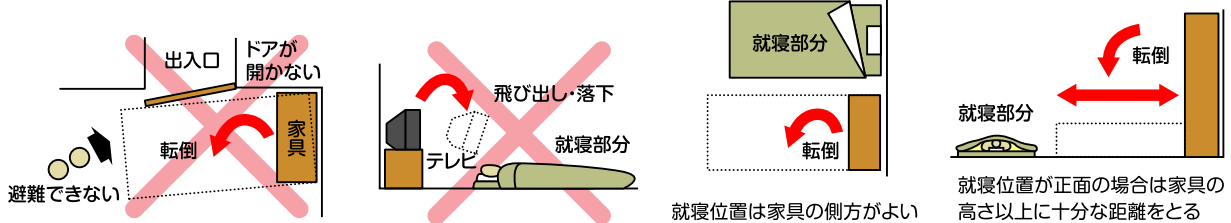
●**県民、事業者は**…次のような安全対策に努めなければいけません。

- ・家具、電気製品等が転倒・落下するなど危険がないかの点検すること。
- ・危険がある物は、配置の見直しや転倒・落下等の防止をすること。
- ・窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の防止等をする事。



<家具等の配置の見直し>

寝る部屋や出入口付近に家具等は置かないようにしましょう。どうしても置かなければいけない場合も下のような工夫が必要です。



屋外工作物等の安全対策の推進(第11条)

●**所有者又は管理者は**…次のような安全対策に努めなければいけません。

- ・屋外にあるブロック塀、石塀又はれんが塀その他これらに類する塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等(「屋外工作物等」といいます。)の安全性の点検をすること。
- ・屋外工作物等の転倒、落下等の防止をすること。



ブロック塀の倒壊
(新潟県中越地震時の新潟県小千谷市)

公共土木施設の被害の軽減(第13条)

道路(橋りょうを含む。)、河川、海岸、港湾、漁港などの公共土木施設が、災害で被災した場合、利用者や周辺の居住者等の生命や財産が失われたり、通常の生活に長期間支障をきたすなど、社会的影響が広い範囲に及びます。

県土面積が広い高知県では、施設整備等のいわゆるハード対策は、膨大な経費と多大な時間を必要とします。また、南海地震などの大規模な災害では、施設に設計以上に力が作用し、被害を防ぎきれないことも考えられます。

このため、ハード対策は、避難対策などのソフト対策を補完するものであるという考えに立って、限られた財源の中で効率的、効果的に実施しています。

●**県は**…

県の管理する公共土木施設において、揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等に努めます。



堤防基礎部で耐震補強を実施
(高知市国分川)

5 津波から逃げる（第3章）

早くて高い津波 → 家屋等を破壊し、直接人に襲いかかる → 甚大な人的被害、建築物被害が発生

《津波から逃げ遅れる原因》

- ・ すぐに避難しない（避難する意識がない、津波の特性を誤解しているなど）
- ・ すぐに避難できない（家屋の倒壊に巻き込まれる、避難路を塞がれるなど）
- ・ 安全な場所への避難が間に合わない（近くに避難場所がない、避難場所が分からないなど）

津波による被害

（第2次高知県地震対策基礎調査の想定）

死者:6,989人（死因の約7割）
建築物全壊:35,735棟
建築物半壊:11,750棟



津波からの避難等（第14条）

津波の浸水が予想される区域（以下「津波浸水予想区域」といいます。）では、地震の揺れの直後から、津波の避難を始めることが重要です。

政府の中央防災会議では、「住民の避難意識の高低により、死者数に2倍程度の差が想定される」としており、津波から生命を守るには、何よりも県民自身の津波からの避難意識と避難行動が欠かせません。

● 津波浸水予想区域の居住者等は…

地震による強い揺れを長い時間感じたときは、津波警報や津波注意報の発表を待つことなく、自らの判断で、直ちに	津波警報等の発表を待ってでは逃げ遅れます。100秒ほどの大きな揺れがおさまったら、すぐに避難を開始してください。
↓	
原則自動車を使わず、	避難路が転倒・落下したものであふれ、自動車での避難は困難です。渋滞に巻き込まれたり、車の鍵を探したりしては逃げ遅れてしまいます。走って逃げてください。
↓	
高台等の津波による浸水のおそれがない場所に避難しなければいけません。	津波からは、海岸から「より遠く」ではなく、「より高い」場所（高台など）を目指して避難する必要があります。津波の来襲が早く、高台などへの避難が間に合わないときは、できるだけ高くて頑丈な建築物の上の階（3階以上）に避難しましょう。
↓	
津波警報と津波注意報が解除されるまでの間、津波からの避難を継続しなければいけません。	津波は最低6時間は繰り返し襲ってきます。安全なところに避難したら、津波警報と津波注意報が解除されるのをラジオなどで確認できるまで、避難を継続してください。

● 津波浸水予想区域の外にいる者は…

津波警報及び津波注意報が解除されるまでの間、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。

立ち入っちゃダメ



● 津波浸水予想区域に居住する者、通勤する者、通学する者等は…

あらかじめ、緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するように努めなければいけません。

● 海岸又は河口の付近にいる者は…

津波から避難する意識を持つようにしなければいけません。

（津波から避難する意識とは）

- ・ このあたりは津波の危険がある所であるという意識
- ・ 避難路や緊急避難場所を事前に確認する意識
- ・ 揺れたらすぐに逃げるという意識
- ・ 津波を海や川に見に行かないという意識

津波の特性を知る

地域の津波の危険を知る

緊急避難場所の確認と訓練

迅速かつ円滑に避難できる

地域の津波避難計画の作成の推進（第15条）

津波から安全に避難するためには、津波の到達する区域や時間、避難の方法などを事前に把握しておくことが大切です。津波避難計画は、避難に必要な地域の情報を盛り込んだものです。

●津波浸水予想区域の自主防災組織は…

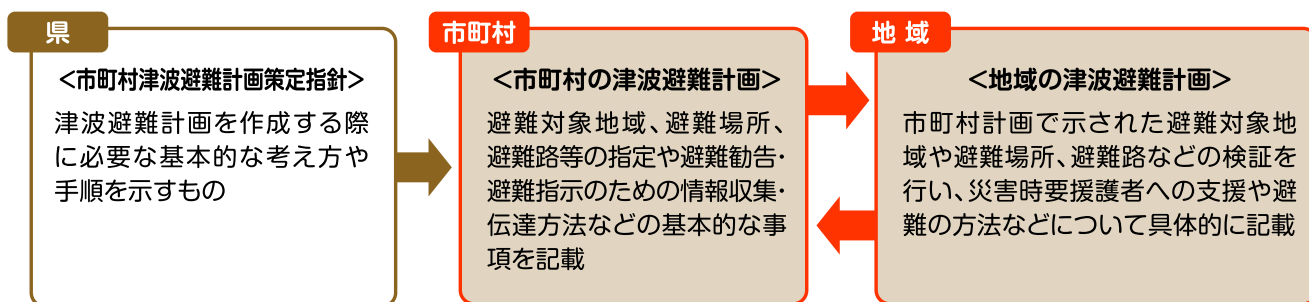
市町村と協力して、市町村が作成する津波避難計画との整合性をとりつつ、「地域の津波避難計画」を作成しなければいけません。

●津波浸水予想区域の居住者、事業者等は…

「地域の津波避難計画」の作成に参画するように努めなければいけません。

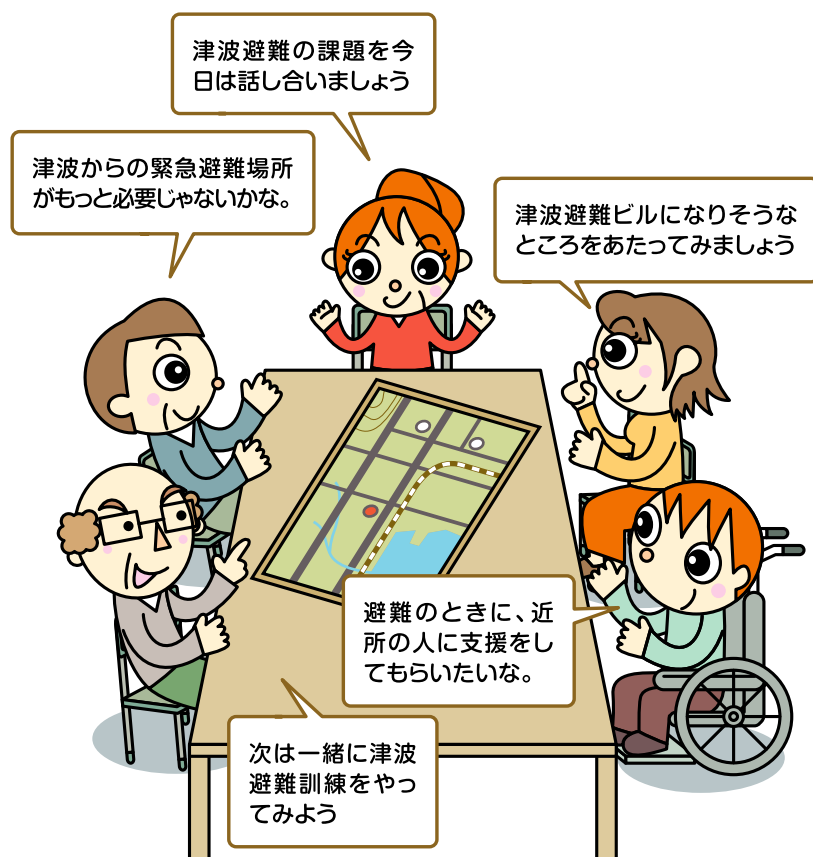
●県は…

「地域の津波避難計画」の作成が促進されるように、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。



<住民みんなで参加してつくるメリット>

- ・津波から避難する際の課題を認識できること。
- ・津波から避難する方法等をみんなで確認できること。



宇佐地区の津波避難計画書マップ (提供 土佐市)



須崎市新荘駅付近の津波浸水 (提供 須崎市)



津波来襲後の様子 (提供 須崎市)

自主防災組織等が行う津波からの避難訓練等（第16条）

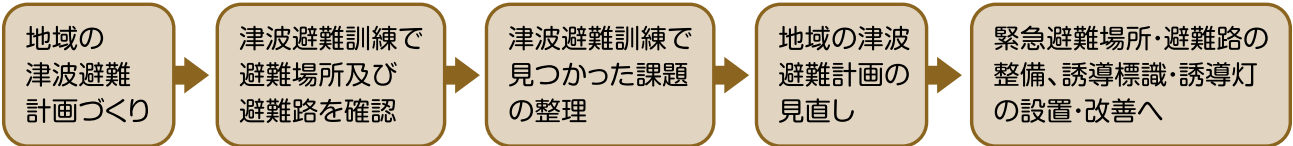
津波から迅速かつ円滑に避難するためには、作成した地域の津波避難計画に基づいて、地域みんなで避難訓練を繰り返し行い、避難の方法を確認し、必要に応じて計画を改善することが大切です。

●津波浸水予想区域の自主防災組織は…

- ・地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定及び工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。
- ・その結果を踏まえて、必要に応じて、当該地域の津波避難計画の見直しを行わなければいけません。



訓練を開催する時期、時間帯等を変えてみるのじゃ。ケガ人役がいたり、避難路に障害物があって通れないなどのさまざまな想定でやってみるのじゃ。



●津波浸水予想区域の事業者は…

津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。その際には、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。

津波からの避難に関する情報を入手することができる環境の整備（第17条）

津波浸水予想区域には、居住する人だけでなく、通学や通勤する人、観光で一時的に訪れる人などがいます。こうした多くの人の生命を津波から守るためには、様々な方法によって津波の危険を知らせることが重要です。

●県は…

市町村、国等と連携して、津波からの避難に関して啓発するとともに、津波からの避難に関する情報を容易に入手することができる環境を整備するように努めます。

(1) 津波の危険性を知らせるための情報

津波浸水予想区域を示す標識
津波の碑等の津波への注意を喚起する物
津波の特性及び津波から避難する時にとるべき行動等の知識を伝える掲示物等



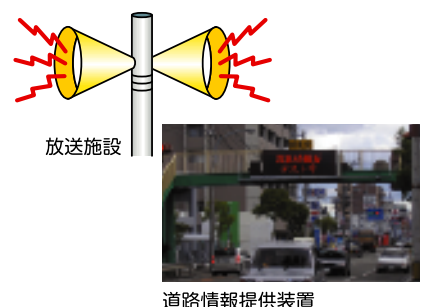
(2) 緊急避難場所を知らせるための情報

緊急避難場所の標識
緊急避難場所に誘導する標識等



(3) 津波の発生を知らせるための情報

緊急情報の放送施設
道路情報提供装置等



津波からの緊急避難場所及び避難路の確保等（第18条）

津波から避難するためには、できるだけ近い所に、安全に避難できる場所を確保する必要があります。



住民による避難路の整備
高知市浦戸地区（提供 高知市）

● 県は…

市町村と連携して、緊急避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。



緊急避難場所の整備（四万十町興津地区）



避難路の落橋防止対策（土佐市宇佐町萩谷川）



既存の建築物に外付け階段をつけた津波避難ビル（提供 香南市）



消防団屯所と合築した種崎地区津波避難センター（提供 高知市）

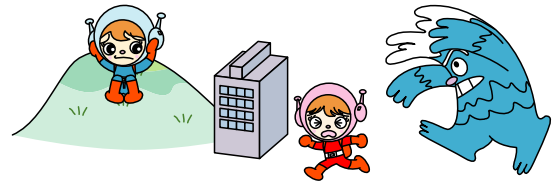
緊急避難場所と避難所との違い

● 避難場所…… 災害事象から一時的な避難を行う場所

緊急避難場所 津波避難の時

高台（津波避難の基本はこちら）

津波避難ビル等（住民が津波から一時的または緊急に避難・退避するための施設。堅固な中・高層建築物などの人工構造物を利用する。）



● 避難所…… 災害時に自宅が全壊・半壊した場合や、電気、水、ガス等が使用できないといった場合に、一定期間生活するための場所



<津波避難ビル等の指定>

自然の高台などが無い地域では、堅固な中・高層建築物等の人工構造物に避難できるように、市町村が自主防災組織等と連携して、事前に「津波避難ビル等」の指定を進めています。

● 県民、事業者等は…

自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、所有し管理する土地・建築物が緊急避難場所や避難路として利用されることに協力するように努めなければいけません。

● 避難者は…

緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）を利用するときは、秩序ある利用に努めなければいけません。

津波から避難できる高台がないので、あなたのビルを津波避難ビルに指定してもらえますか

市町村

地域

ビル所有者

やがて、津波避難ビルのための協定書の締結

地域

所有者

市町村

この取組を続け、南海地震のときには、津波避難ビルがいっぱい。

津波から命が守られるまちにしたい!

※ビル所有者・地域・市町村の三者協定が望ましい。

津波の浸入による被害の軽減（第19条）

<津波の浸入箇所をできるだけ少なくする対策>

エネルギーの大きい津波は、河川や港湾、漁港といった開口部から浸入し、背後地に浸水被害を及ぼします。このため、開口部から津波の浸入をできるだけ防ぎ、津波から避難する時間を長くするために、水門や陸こうなどの津波の浸入箇所をできるだけ少なくする対策を進める必要があります。

● 県は…津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。

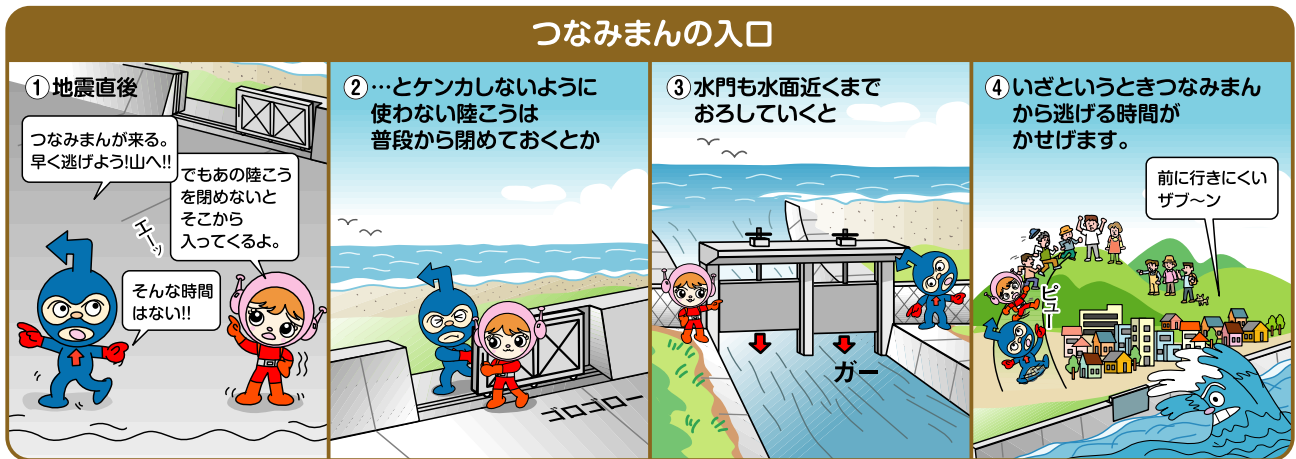
① 堤防、水門等の点検、改修等

② 陸こう*の常時閉鎖（利用時に開け、終われば閉める）

*「陸こう」 海側へ出入りするために堤防等に設けた門扉をいいます。市街地の河川堤防においても門扉があるものがありますが、常時閉鎖を行った場合に日常的な交通を妨げるものは、常時閉鎖の対策を行う対象とはしていません。

③ 支障のない高さまで水門扉を降下

● 陸こうを利用する者は…陸こうを閉鎖するように努めなければいけません。



さんSUN高知2006年10月号「南海地震に備えちよき!」より

<漂流物対策の推進>

津波によって漂流したものが、避難路をふさいだり、住宅や公共土木施設などに衝突したりして人的・物的被害を拡大します。また、津波が収束したのち、大量の漂流物が残された場合、人々の生活、陸上交通や海上交通を妨げるなど、様々な被害をもたらします。

このような漂流物による被害を少なくする対策を進める必要があります。

● 県は…

市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物対策の推進に努めます。



線路を津波による漂流物がふさぐ
須崎市浜町付近 (提供 須崎市)



河川を邇上した漂流物 (提供 須崎市)

6 火災から生命を守る（第4章）

火災発生の原因

- ・コンロやストーブ等の転倒による出火
- ・家屋の倒壊による出火（阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊率が高い地域ほど多くの火災が発生）
- ・家具の転倒によって半断線した電気コードのショート等による出火
- ・復電による通電火災 など



自らの生命や財産を失うだけでなく、他人にも被害を及ぼします

南海地震での火災による被害

（第2次高知県地震対策基礎調査の想定）

地震が冬の早朝発生の場合

焼失建物／2,712棟
死者／148人
負傷者／570人

増加

地震が冬の夕方発生の場合

焼失建物／14,042棟
死者／771人
負傷者／2,947人



昭和南海地震時の四万十市中村の延焼
（提供 四万十市）

火災の発生及び延焼の防止（第20条）

南海地震時には、同時に多くの場所で火災の発生が予想され、消防機関の対応がすべてにわたって迅速に行われるとは限りません。

このため、まず、火災を発生させないことが重要です。また、万が一出火した場合には、自ら又は他の者と助け合って、小さな火災のうちに消し止めることが大切です。



阪神・淡路大震災時の火災の同時発生
（提供 神戸市消防局）

火災の発生の防止

●県民、事業者等は・・・

地震の揺れが収まった後、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、火災の発生を防ぐために必要な次のような措置をとるよう努めなければいけません。

- ・火気の使用を停止
- ・ガス栓を閉める
- ・避難するときに電流制限器により電流を遮断する など

延焼の防止

●県民、事業者等は・・・

火災が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、消火及び延焼の防止に努めなければいけません。



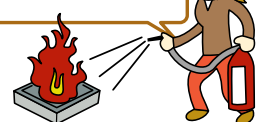
初期消火に必要な用具の設置等（第21条）

いざというときに、消火活動を行うためには、消火器などの消火用資機材を準備しておき、その使い方を習得しておくことが必要です。また、火災から安全に避難するにはどうしたらよいかを知っておくことも必要です。

●県民、事業者等は・・・次のことに努めなければいけません。

- ・火災から生命を守るために必要な知識の習得をすること。
- ・消火器等の初期消火に必要な用具の設置や適正な管理をすること。
- ・消火、通報、避難等の火災に関する訓練に参加し、消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材による消火技術の習得をすること。

この大きさの消火器だと、薬剤が出るのは15秒くらい。短い時間に消せるように訓練が大事ね



7 土砂災害等の危険から生命を守る（第5章）

南海地震では、揺れや津波、火災のほかにも、土砂災害などの様々な災害が引き起こされます。地震で地盤が緩んだところに、余震や降雨などがあれば、二次災害を引き起こすおそれがあります。こうした災害の危険から生命を守るためには、あらかじめ地域にどのような危険があるかを知っておき、南海地震の発生時やその後に、周囲の状況に注意し、危険と判断すれば自主避難することが重要です。

南海地震の揺れ又は南海地震発生後の降雨等によって引き起こされる様々な危険

<土砂災害（がけ崩れ・地すべり）>

南海地震でのがけ崩れによる被害（第2次高知県地震対策基礎調査の想定）

全壊／9,942棟 半壊／23,189棟 死者／683人 負傷者／853人

★がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのが、がけ崩れです。突発的に起こり瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。また、地震をきっかけに起こることもあります。

★地すべり

比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す現象です。一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると住宅、道路、鉄道、耕地などに大きな被害を及ぼし、川をせき止めて洪水等を引き起こすことがあります。



かどうへいそく

<河道閉塞による上流地域の水没・土石流>

地震の揺れによって、斜面が崩壊することによって、川がせき止められて湖（土砂ダム）ができます。堰が耐えられなくなると、せき止められた水や土砂が一気に下流を襲います。これが土石流（山津波）です。

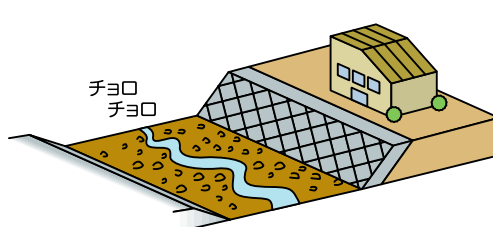


新潟県中越地震時の河道閉塞による上流の地域の水没（提供 新潟県）

<土砂災害の前兆現象>

土砂災害の発生を予測することは困難ですが、土砂災害の発生には次のような前兆現象があります。

- ・ 河川の濁り、流木の混在又は水位の異常
- ・ 山鳴り、がけの亀裂、小石の小落下
- ・ わき水又は井戸水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等



<地盤沈下による水害>

高知県の中央部など、南海地震時に海面より地盤が下がると予想される地域では、海水が流入する可能性があります。

高知市の五台山から見た昭和の南海地震から3日後の高知市街と現在の市街。地震後には地盤の沈下によって市内の広い地域が水没しているのがわかります。(地震後の写真は高知市提供。現在の写真は高知大学理学部岡村眞教授提供)



南海地震後
現在

<その他に…>

- ・堤防やため池の決壊等による水害
- ・液状化等による建築物や公共土木施設等の構造物の倒壊等

土砂災害等の危険からの避難等(第22条)・急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進等(第24条)

あらかじめ

●県民は…

土砂災害等の危険から自主的に避難することができるように、自主防災組織等の取組等を通じて、土砂災害等の危険に関する知識の習得、地域の土砂災害等の危険な箇所、避難所等の把握に努めなければいけません。

●県は…

- ・市町村、国等と連携して、土砂災害等の危険から県民の自主的な避難に関する啓発及び情報の提供等に努めます。
- ・市町村と連携して、急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進に努めます。
- ・市町村、土地改良区等と連携して、ため池を必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。



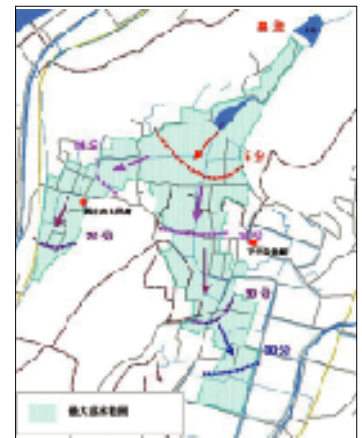
昭和南海地震後の高知市城見町付近の浸水の様子。地盤沈下での長期浸水により不自由な避難生活をしいられました。



土砂災害の啓発(土石流3D体験シアター)



急傾斜地崩壊対策(避難所の保全)



ため池ハザードマップ
ため池の破堤後の氾濫水の最短到達時間(香南市奥池の例)

危険な箇所等の巡視、点検等(第23条)

南海地震の発生後

●県民は…

土砂災害等の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、周辺の居住者等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めなければいけません。(第22条)

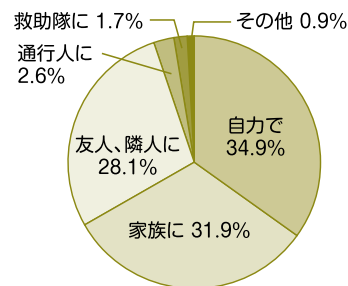
●県は…

市町村等と連携して、土砂災害等の危険な箇所等の巡視及び点検を行い、被害が発生するおそれがあるときは、速やかに居住者等への周知を行い、又は立ち入り禁止等の措置をとるよう努めます。

8 震災から生命を救う（第6章）

◆阪神・淡路大震災における住民による救助・救出活動

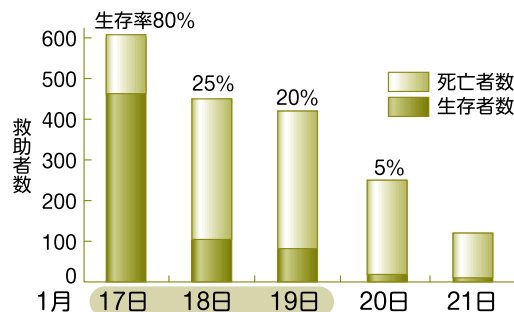
阪神・淡路大震災では、生き埋めや建築物などに閉じ込められた人のうち、生存して救出された約95パーセントの方は、自力又は家族や隣人などに助けられました（右の円グラフ）。



兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書
日本火災学会より

◆生命を救うのは時間との闘い「黄金の72時間」

阪神・淡路大震災では、死者の大半は、地震が発生した当日（1月17日）か翌日の間に発生し、生存者を救出できたのは、大部分が3日目まででした。このような傾向は、他の大地震でもみられ、地震発生から最初の3日間は、人命を救助するために非常に重要な時間「黄金の72時間」と呼ばれています。



日別生存救出者数(神戸市消防局)

自主防災組織等が行う救助活動等(第26条)

人命救助に最も大切な地震発生後の72時間を中心に、県、市町村、防災関係機関等では、より多くの人命を救う応急活動を最優先に行います。

しかし、次の南海地震では、高知県の広い範囲で甚大な被害が発生し、公的な救助活動が被災地全域に行き渡らないことが予想されますので、地域で助け合って救助活動を行うことが重要となります。

●自主防災組織、事業者等は…

南海地震が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、救助活動、情報の収集及び伝達、安否の確認その他必要な活動を行うように努めなければいけません。

●県は…

南海地震の発生後に自主防災組織、事業者等が救助活動を行うことができるように、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

安否確認 → 倒壊家屋の前に人を集める → 余震に注意して救助活動

→ 応急手当 →



救護所・救護病院に搬送

→ トリアージ（治療の優先順位づけ）



提供 黒潮町 「地域の防災サポーター養成講座」の訓練より

応急活動の実施等(トリアージへの県民の理解等)(第25条第2項)

南海地震などの大規模災害時には、多くの負傷者等が医療機関に殺到することが考えられます。この場合に、多くの負傷者等の中から生命に関わる傷病の方から優先的に治療や搬送を行うこととなります。

この治療等の優先順位をつけることを「トリアージ」といいますが、一人でも多くの命を救うためには、この必要性や内容について県民の方の理解が不可欠です。

●県民は…

医療救護活動においてトリアージが行われることをあらかじめ理解するとともに、一人でも多くの人命が救われるように医師等のトリアージに係る判断に従わなければいけません。

<トリアージ・タグ>

トリアージでは、医師等が、傷病者を重症度・緊急度の高い順に赤、黄、緑、黒の四つの色に分類し、「トリアージ・タグ」をつけます。

トリアージの4分類

- 治療の順番 ↓
- 赤(重症)：生命を救うため、直ちに処置を必要とする。窒息、多量の出血、ショックの危険性がある。
 - 黄(中等症)：入院の必要はあるが、治療の時間が多少遅れても生命に危険がない。
 - 緑(軽傷)：軽微な傷病で専門医の治療を必要としない。
 - 黒(死亡)：既に死亡している、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性がない。(余裕がない限り治療しない)



応急活動の実施等(第25条第1項・第3項・第4項)

南海地震の発生後に、県、市町村、防災関係機関等が連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置及び運営、被災者への食料及び飲料水の供給等(「応急活動」といいます。)の対策を実施します。この場合において、より多くの人命を救う応急活動を最優先することとなります。

南海地震での甚大な被害を考えると、県内の人的、物的資源では不足することが予想されるため、国等からの人命救助や消火活動の応援要員、被災者への救援物資、災害派遣医療チームなどの応援を受け入れ、各防災関係機関が連携して応急活動にあたるのが重要となります。

●県は…

あらかじめ 市町村、防災関係機関等と連携して、次のことに努めます。

- ・実践的な訓練を行うこと。
- ・応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保、県外からの応援の受入れ体制の整備等の応急活動に係る体制を確立すること。

南海地震の発生後

- ・市町村、防災関係機関等と連携して、応急活動の対策を実施します。
- ・市町村、防災関係機関等と連携して、応急活動に必要な情報の収集に努めます。
- ・収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。



陸上自衛隊による倒壊家屋からの救助訓練



海上保安部ヘリによる津波漂着者の救助訓練



県警広域緊急援助隊による埋没車両からの救助訓練

緊急輸送の確保(第27条)

大規模な災害時には、人命救助や消火などの応急活動に必要な人員、負傷者、復旧のための資機材など、多くの人や物を緊急に輸送することが必要となります。

南海地震の発生時には、揺れ、津波、土砂災害などの被害によって利用できる輸送機能が限られるため、陸路、海路、空路を効果的に組み合わせる緊急輸送活動を行うことが重要となります。

特に、過去の地震災害から、道路では交通渋滞が数か月間に渡って続く可能性があるため、緊急輸送に支障がないよう対応が重要です。

●**県は**…市町村、防災関係機関等と連携して、次のことに努めます。

- ・負傷者の搬送並びに応急活動に必要な人員及び物資の陸路、海路及び空路による輸送の確保をすること。
- ・あらかじめ南海地震の発生後の交通規制の遵守等に関する啓発をすること。
- ・南海地震の発生後は交通規制が行われる路線等の情報を周知すること。



緊急輸送道路の落橋防止対策



高知港潮江地区の耐震強化岸壁



地域が協力して整備した緊急用ヘリの離着陸場と消防防災ヘリ「りょうま」

●**県民、事業者等は**…

- ・緊急輸送等のために車両の交通規制が行われている道路において、交通規制に従わなければいけません。
- ・車両の交通規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行を妨げる可能性があるときは、車両の使用を控えるように努めなければいけません。

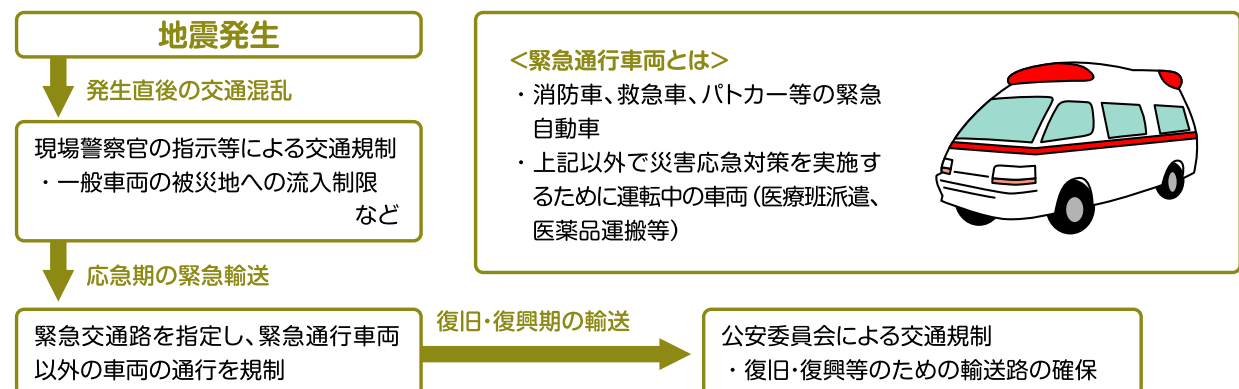
道路における緊急輸送の確保

県の公安委員会において、重要な道路等の区間を「緊急交通路」に指定して、決められた緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限します。また、交通渋滞の緩和や通行の危険防止、道路の復旧工事のために通行を規制する箇所もできます。

<緊急輸送のために重要な道路とは>

- ㊦ 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- ㊧ 県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
- ㊨ 市役所、町村役場、警察等の救援拠点、病院等の医療拠点などと㊦・㊧の二つの道路を結ぶ道路

<重要な道路での交通規制の仕組み(概略図)>



震災から生命を救う(第6章)～被災者の生活の安定を図る(第7章)

南海地震による揺れ、津波等がおさまり、生命に対する差し迫った危険が去ったとしても、被災後には、多くの人が不自由な生活を強いられます。住まいの喪失やライフラインの途絶、こころの傷、情報の不足、学校教育の中断などの問題が解決し、安定した生活を取り戻すまでには、長い時間を要するおそれがあります。

多くの避難者と長引く避難生活

次の南海地震で想定される「避難所へ避難する者」の数は、**最大約26万人**

- ・ 自宅が被害を受け、居住の場所を失った
- ・ 余震での自宅の倒壊が怖く、戻れない
- ・ 土砂災害等の危険があり、自宅に戻れない
- ・ 自宅に家具等が散乱し、住める状態にない
- ・ 電気・水道・ガスなどが止まり、自宅での生活に支障がある
- ・ 集落が孤立し、集団で避難をした

避難所での生活

短い場合(避難所は一時避難の場所)



長い場合(避難所は生活再建の拠点)

<避難所での生活>

急激な環境の変化により、ストレス、持病の悪化などの心身への負担が増えたり、時間経過とともに被災者のニーズが変化していくのも、この時期の特徴です。

避難所を円滑に運営するためには行政・避難者・ボランティアの連携・協力が重要です。

行政 避難所の設置・運営、避難者への食料・飲料水・物資の提供、情報の提供などの生活支援、こころのケアや感染症予防などの健康管理

避難者 避難所運営への関わり、相互の助け合い

ボランティア 避難所運営等への協力

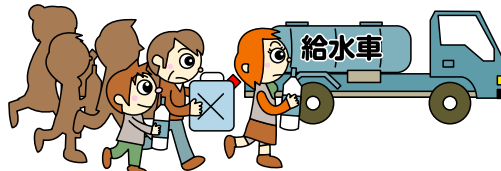
生活情報の提供



炊き出し



給水活動



車避難者への注意・よびかけ



<健康管理>



<避難所運営のルールづくり>

避難者を中心として運営本部をつくり、避難所における集団生活上のルールをつくりましょう。

- ・ 避難生活は不自由がいっぱいです。みんなの協力で乗り切ることが必要です。
- ・ 避難していてもできることがあるはず。より良い生活環境になるよう、みんなで助け合いましょう。
- ・ 避難所の集団生活の中で、災害時要援護者への心づかいが大切です。



被災後には、行政における様々な復旧活動の対策の実施と、県民相互の支え合い・助け合いによって、少しでも早く被災者の生活の安定を図ることが大切です。→第7章(P.21～)へ

9 被災者の生活の安定を図る（第7章）

復旧活動の実施等（第28条第1項・第3項・第4項）

「復旧」とは、文字どおり「旧に復す」ことです。復旧の時期には、災害によって破壊された施設や機能、不自由な被災者の生活等を被災前の状態に戻し、生活の安定を図ることが求められます。

● 県は…市町村、防災関係機関等と連携して

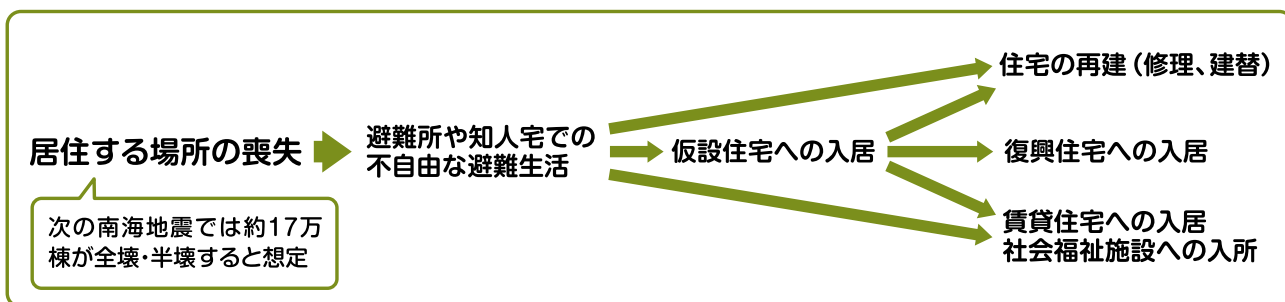
- ・あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等の確保等の復旧活動に係る体制を確立するように努めます。
- ・南海地震の発生後に、次の復旧活動の対策を実施します。

<住宅の確保>

「被災者の住宅再建なくして生活再建なし。生活再建なくして復興なし。」といわれますが、住宅を確保（再建）することは、生活の安定を取り戻すための重要な要素となります。

被災者の実状（被災の程度や経済状況等）や意志等によって住宅確保の過程や仕方が異なってきます（次の図のとおり）。できるだけ住み慣れた地域で暮らせるように公的な支援が行われます。

公的支援の例としては、被災建築物の調査・り災証明の発行、相談窓口の設置、被災住宅の応急修理、住宅再建費用の助成・金融支援、応急仮設住宅・復興公営住宅の提供等が挙げられます。



<こころのケア>

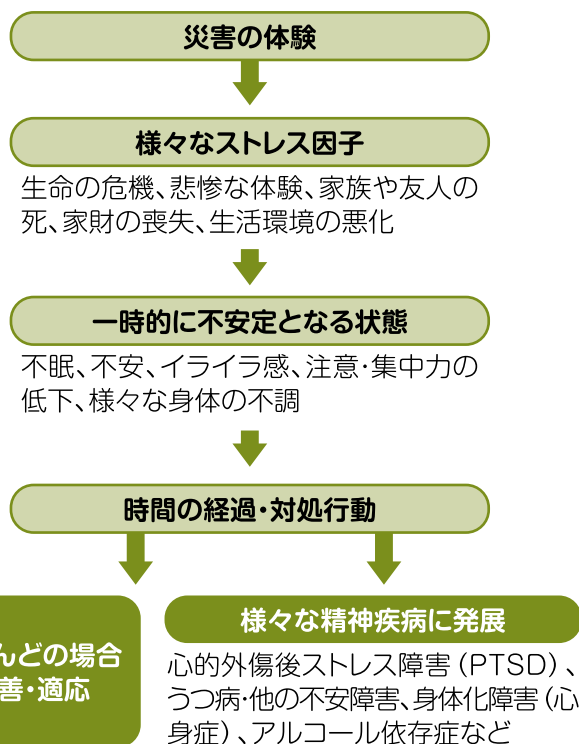
大地震などの生命・身体・財産に対する危機的な出来事などに遭遇したために発生する心身の健康に関する多様な問題を予防すること、また、その回復を援助する活動を「こころのケア」といいます。平常時からの普及啓発や援助者への研修等、災害発生時の相談窓口の設置、精神科医療の確保、こころのケアに関する専門家の派遣などがその対策の例です。

「孤立させないこと」が対応の中心になります。周囲の理解と人と人とのつながりが大切になってきます。



じっくりと受け止めることが大事

災害の心理的影響



<その他の対策>

- ・災害廃棄物の撤去
- ・学校の早期再開
- ・社会秩序の維持等

●県民は…次のことに努めなければいけません。

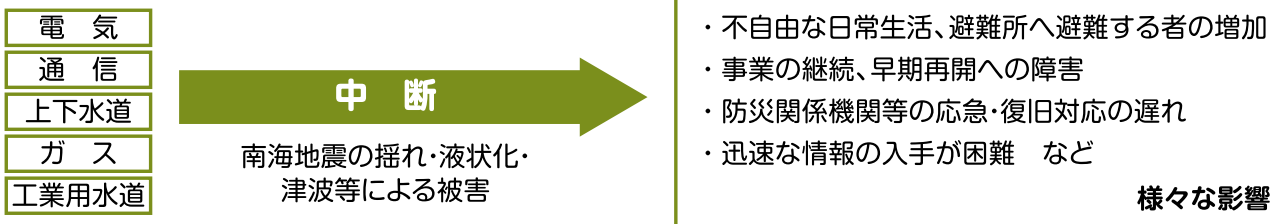
- ・市町村、防災関係機関等が行う復旧活動に協力すること。
- ・被災後の生活においては、相互に支え合い、助け合うこと。



災害廃棄物を収集するパッカー車（平成13年9月の高知県西南豪雨）（提供 高知市）

復旧活動の実施等(ライフラインの対策) (第28条第2項)

現代社会では、住民の日常生活や事業者の事業活動は、電気・通信・上下水道・ガスなどのライフラインに大きく依存しています。



これらの施設は、特に社会経済に及ぼす影響が大きいため、その管理者には南海地震への備えや災害対応が求められます。

●各施設を管理する者は…次のことに努めなければいけません。

- ・あらかじめ南海地震によるライフライン事業に係る施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うこと。
- ・被災した施設を速やかに復旧すること。

あらかじめ *各ライフライン施設によって実施する対策が異なります。

- 被害軽減のため:施設の耐震化、津波浸水対策、拠点の分散化
- 代替性の確保のため:システムの多重化、代替施設の整備等
- 早期復旧のため:緊急時の連絡体制の確立、応援要員・復旧資機材の確保、訓練の実施、応援体制の整備等



四電グループの配電線応急復旧訓練



LPガス設備の応急仮設・供給訓練
(提供 (社)高知県エルピーガス協会)



耐震性非常用貯水槽の埋設 (提供 高知市水道局)

地震発生後 施設の点検、二次災害の防止、復旧対策、復旧見込みの広報

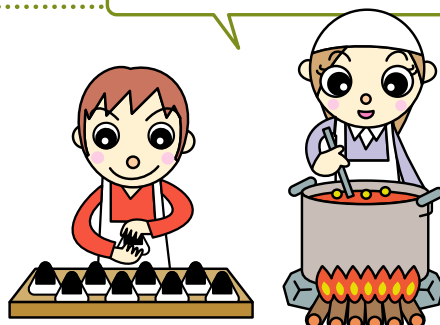
今日は、ライフラインの停止を前提とした炊き出し訓練よ。

家庭や事業所では…

電気・通信・上下水道・ガスが停止した不自由な生活に備えておくことが大切です。

食料、飲料水等の備蓄、非常用電源の整備等がその例です。

被災後は、炊き出しや生活情報の共有によって助け合いましょう。



ボランティア活動への支援等（第29条）

過去の大規模災害では、被災地に全国から多くのボランティアが救援にかけつけ、被災住宅での後片づけや生活支援、避難所での炊き出し、こころのケアなどの様々なボランティア活動を行い、被災地域の復旧・復興に貢献しました。

ボランティアが駆けつけても、ボランティア受入れ体制が整備されてなければ、ボランティアの思いや力が活かされません。また、南海地震は県域全土に渡る甚大な被害が予想されることから、県内のあらゆる場所で、ボランティア活動拠点（災害ボランティアセンター）を円滑に立ち上げる必要があります。そのために、各市町村の地元団体が連携した体制づくりをすすめるとともに、ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるボランティアコーディネーターの育成が必要となります。

● ボランティア支援団体（ボランティア活動の支援及び調整を行う団体）は…

南海地震の発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるように、次のことに努めるものとします。

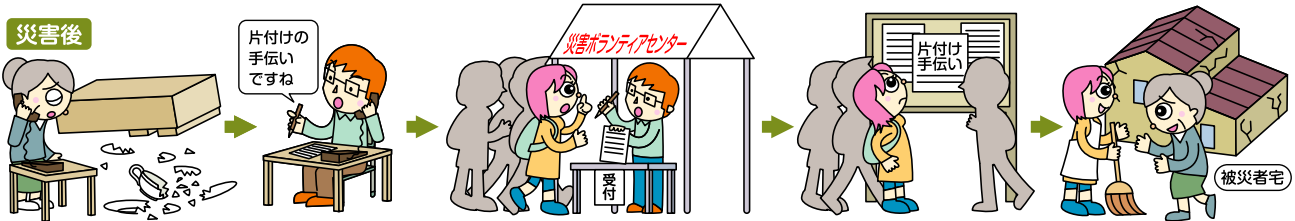
- ・あらかじめボランティアコーディネーターの育成、ボランティアの受入れ体制の整備等の実施体制の整備をすること。
- ・南海地震が発生したときはボランティア活動の支援及び調整を行うこと。

平常時 育成講習



● 県は…市町村と連携して、次のことに努めます。

- ・あらかじめボランティア支援団体の体制の整備を支援すること。
- ・南海地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援及び連携をすること。



高知県社会福祉協議会では、南海地震などが発生した時に、市町村単位で災害ボランティアセンターを設置し運営できるよう、その体制づくりの支援と「ボランティアコーディネーター」の育成を行っています。

専門ボランティアの活用（第30条）

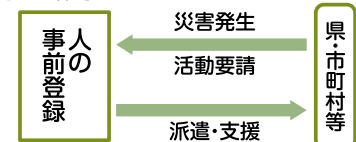
一般のボランティア活動は、被災者一人一人のニーズへの個別対応を行うのに対して、行政の対応は、被災地域全体のバランスを意識し、被災されたすべての人々への公平・平等なサービスを行うことが求められます。

南海地震の発生時には、県や市町村などが対応しなければならない被災建築物や被災宅地の危険度判定など様々な分野において、専門的な知識や技術をもった人が不足することが予想されますので、こうした人を「専門ボランティア」として活用できるようにしておく必要があります。

● 県は…市町村、関係団体等と連携して、次のことに努めます。

- ・あらかじめ専門ボランティアを活用する体制を整備すること。
- ・南海地震が発生したときは専門ボランティアを効果的に活用すること。

例 団体等



<専門ボランティア「被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の」の活躍>

地震によって被害を受けた住宅や宅地等がその後の余震や降雨等によって二次災害を引き起こさないように、住宅や宅地の被害の状況や危険度を判定していきます。判定の結果は、色分けされた「危険」「要注意」「調査済」のラベルで表示します。

なお、この判定結果には法的拘束力はありませんが、住宅や宅地が安全か、そのまま居続けてよいかの重要な情報になります。



10 震災からの復興を進める（第8章）

南海地震では、県全体が人的・物的被害を大きく受けることにより社会・経済・生活に大きな影響を及ぼし、多くの県民が不自由な生活を強いられます。

南海地震の発生



復興では、県、市町村、県民、事業者等が力を合わせて取り組むことが不可欠でも、復興に対する被災者の想いは様々、ニーズも様々

- ・災害に強いまちづくりをしたい
- ・被災前の地域が抱える課題を解決したい
- ・地域振興のための基礎的な環境づくりをしたい など

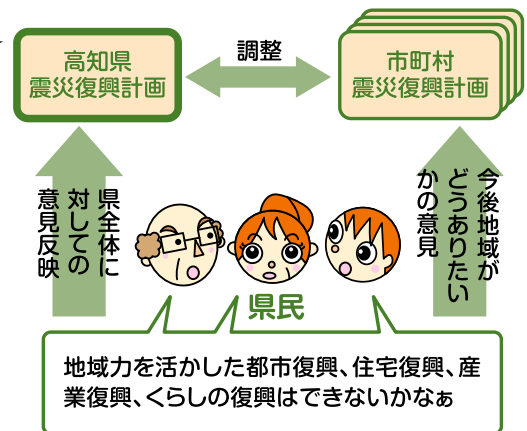
しかも、過去の震災復興では多くの課題が指摘される

- ・個人が自立して復興するための支援制度が不十分
- ・地域に人が戻らない
- ・昔ながらの景色や町並みが復興事業で一変
- ・高齢者の孤独死 など

「復興」とは一般的に「一度衰えたものが再び勢いを取り戻すこと」と言われますが、震災復興については明確な定義はありません。また、復興の方法や手順など規定されたものもありません。

被災後には、県や市町村で震災復興計画を作成し、震災復興事業を行うこととなります。少しでも早く生活が再建され社会経済活動が回復するよう、復興で何を優先すべきかを事前に検討しておくことが求められています。

震災復興計画の作成(第31条)



●県は…

あらかじめ 次のことを検討します。

- ・震災復興計画の作成への県民等の参画の方法
- ・被災者の生活の再建への支援の方法
- ・社会基盤の再建の方法
- ・経済の復興等の方法 等

南海地震の発生後 に、次のことを大切にしながら速やかに震災復興計画を作成します。

- ・県民が将来に希望をもって生活ができること。
- ・コミュニティが維持できること。
- ・住宅と雇用の確保に重点を置くこと。

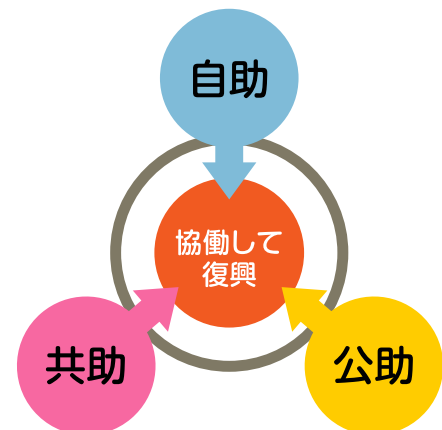
震災復興対策の推進(第32条)

●県は…

震災復興計画に基づく震災復興事業を着実に推進します。

●県、県民、事業者等は…次のことに努めなければいけません。

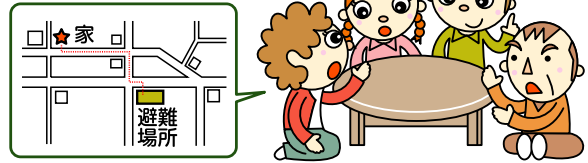
- ・震災からの復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むこと。
- ・震災の経験及び教訓をいかして、震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりに寄与すること。



11 地域の防災力の強化（第9章第1節） 県民の備え

阪神・淡路大震災の教訓や次の南海地震で予想される被害の甚大さなどから、被害を軽減するためには、「自助」「共助」の取組が何よりも大切です。

↓
しかし、県民意識調査の結果では、南海地震への関心はあるものの、備えは不十分。



- ・備えがあつてこそ、自分と家族が守れます。
- ・自らの生命が守れてこそ、地域での助け合いや働いている事業所の事業再開に貢献できます。

県民の備え(第33条ほか)

●県民は…

南海地震への備えとして、次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。

①正しい判断ができるため

- ・地震防災に関する知識の習得(知る・学ぶ)

④火災から生命を守るため

- ・消火器等の初期消火に必要な用具の設置や管理
- ・消火訓練への参加、消火の技術の習得(第21条第3項)

②揺れの被害から生命を守るため

- ・昭和56年5月31日以前に建築された(建築中であったものを含む。)建築物の耐震診断と耐震化
- ・建築物の耐震性の維持のための点検や補修
- ・家具、電気製品等、揺れで転倒し、落下するなどの危険がある物の安全性の点検や配置の見直し・固定
- ・屋外にあるブロック塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等の安全性の点検及び転倒、落下等の防止の安全対策の実施

⑤生命を救うため

- ・応急手当に関する技術の習得

⑥生活の安定を図るため

- ・食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び医薬品の確保

③避難を円滑にするため

- ・避難を円滑にするための用具や非常持ち出し品の準備
- ・緊急避難場所や避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法、家族の集合場所等の確認

⑦その他自らや家族の生命、身体及び財産を守るために必要な備え

例

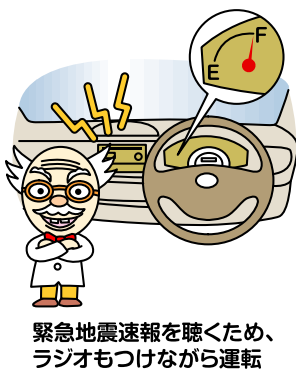
- ・地震保険や自然災害を保障する共済制度への加入
- ・防災訓練や地域の防災イベントへの参加
- ・自主防災組織の結成と積極的な活動参加 ほか

トラフ博士の防災生活

① 次の南海地震に備えて、トラフ博士は、いつも、食べ物、水筒、笛、懐中電灯を持ち歩いている。



② 車の燃料は、いつも満タン



③ 寝室に、落ちてくるものは何も置かず、



④ 海に遊びに行っても、予め津波避難場所の確認をした。



※パンフレット「あなたの地震への備えをチェック」で、備えの達人「ソナエーター」度をはかってみましょう。詳しくは30ページ。

12 地域の防災力の強化 事業者の備え等

事業者として、南海地震への備えや地震発生時の災害対応について対策をしていないと、次のような被害等を受けるおそれがあります。

特に、日中に南海地震が発生した場合、人的被害は、事業者の備えに大きく左右されます。

直接的な被害

- ・ 事業所内の人や事業所の建築物・設備などの被害
- ・ 事業所で発生した被害の周辺地域への拡大

間接的な影響

商品やサービスの供給停止 ➡ 事業の縮小、倒産 ➡ 雇用の喪失 ➡ 地域経済への影響

事業者としての社会的責任を認識し、南海地震への備えを進めることが重要です。

事業者の備え等（第34条ほか）

●事業者は…

南海地震による被害の軽減のために必要な備えとして、次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。

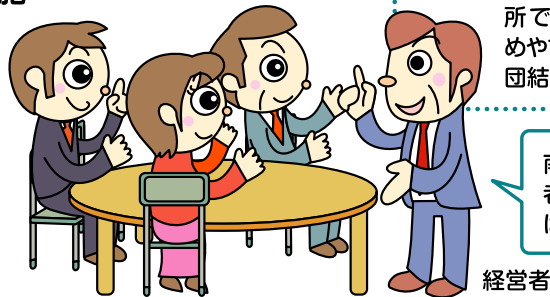
①地震防災に関する体制の整備

例 プロジェクトチームを編成し、南海地震対策の進め方などの話し合いを始める
担当責任者を置き、南海地震対策の実施体制と活動内容を定める

②南海地震に関する啓発及び研修の実施



事業所内の全員研修



経営者が南海地震対策の基本方針を掲げて取組宣言すると、事業所で働く人が対策を進めやすくなるだけでなく、団結力も強まります。

南海地震で死傷者ゼロを我が社はめざします

経営者

③事業所内の危険な箇所の点検と安全対策の実施

- ・ 既存建築物の耐震化
- ・ 建築物の耐震性の維持のための点検及び補修
- ・ 家具、電気製品等の安全対策
- ・ 屋外工作物等の安全対策
- ・ 木材・船舶等の津波による漂流、危険物等の漏出等による被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理



社屋の耐震化工事

使い方の習得も大事

④救助活動等に必要な資機材等の整備

- ・ 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- ・ 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備
- ・ 食料、飲料水等の備蓄



消火器・資機材の点検



⑤地震防災に関する訓練の実施

- ・防災訓練（避難訓練、消火訓練、救助訓練、応急手当訓練、情報の収集・伝達、安否の確認その他の訓練）
- ・シミュレーション型訓練（図上訓練、リアルタイム型訓練、防災カードゲーム等）



消火訓練



応急手当訓練（提供 安芸市）

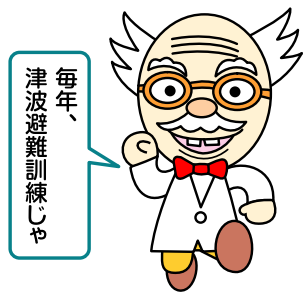


要員確保のための安否確認システムの導入訓練



防災カードゲーム「CROSSROAD」

- ・津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。（第16条第3項）
- ・事業者は、地域の自主防災組織が行う防災訓練その他の地震防災に関する活動との連携に努めるものとします。（第34条第2項）



⑥「事業継続計画（BCP）」の作成と計画に基づく備え

BCPとは、災害時等の危機事象においても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開すること（事業継続）を目的として各事業者が作成する計画をいいます。

<事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）づくりで大切なこと>

- ①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定すること。
- ②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておくこと。
- ③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客と予め協議しておくこと。
- ④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておくこと。
- ⑤事業継続計画の内容について事業所内に周知しておくこと。

南海地震が発生したときの対応

対応1 避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全の確保のための必要な措置（第8条第2項）



店舗内の客の避難誘導

対応2 救助活動、情報の収集や伝達、安否の確認その他必要な活動（第26条第1項）

対応3 火災発生の防止、消火、延焼の防止（第20条）

対応4 危険物や有害物質であって生命、身体及び財産を害するおそれがあるものに係る施設では

- ・施設の点検
- ・被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき→被害の拡大防止の措置、関係機関への連絡・周辺の居住者等への周知

（第23条第2項）

対応5 事業活動を再開するための必要な措置（第5条第2項）

13 地域の防災力の強化 自主防災組織の活動

「自主防災組織」とは、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織です。

南海地震など大規模な災害が発生したときは、公的な機関による迅速な救助活動が十分に行えない場合もあります。また、津波浸水が予想される地域では互いに避難を呼びかけあったり、火災の発生や負傷者が出た場合は、近隣の方たちによる消火や救助活動など「助け合い」が必要になってきます。

地域で発生が予想される災害について知識を共有したり、防災訓練を行っておくと、いざというとき、効果的な活動ができます。

自主防災組織の活動(第35条)

● 県民は…

居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するように努めなければいけません。

● 自主防災組織は…

南海地震が発生したときに地域の居住者等の安全が確保されるように、市町村等と連携して、あらかじめ、次に掲げる活動を行うように努めなければいけません。

① 一人一人が適切な行動や必要な備えを行うために

- ・ 地震防災に関する知識の普及
- ・ 家具等の安全対策の推進 ほか



ガラスの飛散防止対策 (提供 安芸市)

② 地域の危険を知り、円滑な避難を行うために

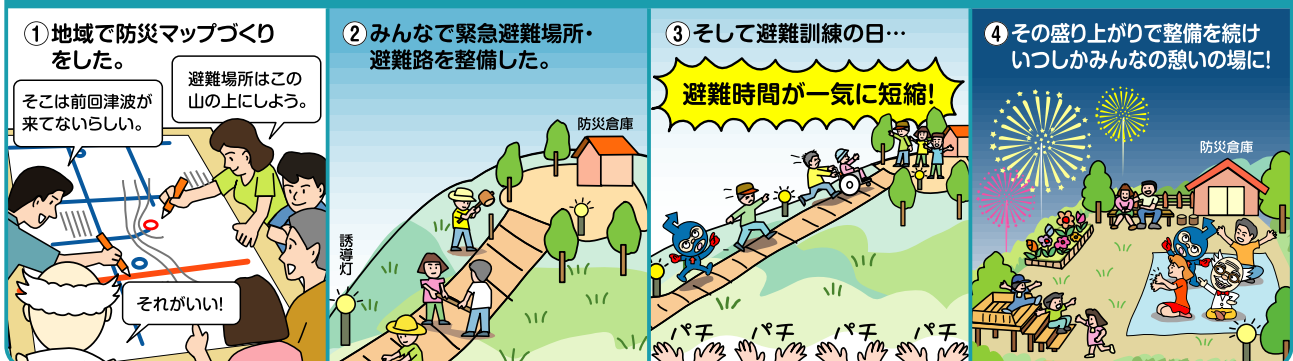
- ・ 南海地震により予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握
- ・ 防災マップの作成
- ・ 地域の居住者等へのこれらの情報の周知



防災マップの作成 (提供 安芸市)

さんSUN高知2006年8月号「南海地震に備えよき!」より

自主防災活動のめり



③迅速な災害対応を行うために

- ・さまざまな想定及び工夫に基づく防災訓練の実施
例 夜間の津波避難訓練、倒壊家屋からの救助・応急手当・搬送の流れを確認する訓練、災害時要援護者への避難支援訓練 ほか
- ・防災用の資機材等の整備及び点検
- ・救助活動のための知識及び技術の習得



納涼祭での「消火用ホースの装着競技」(提供 高知市)

④支援の必要な方を地域で支えるために

- ・災害時要援護者の把握及び避難のための仕組みづくり

⑤その他南海地震による地域の被害の軽減のための活動

●自主防災組織は…

活動を活性化していくため、他の自主防災組織、社会貢献活動団体、地域の事業者等との連携に努めるものとします。



地域の防災運動会



近隣の自主防災組織同士で行う資機材の使用法の習熟訓練 (提供 安芸市)



犯罪のない安全・安心なまちづくり活動とのタイアップ (提供 三里交番タウンポリス)

●県は…

市町村と連携して、自主防災組織の設立及び活動に必要な支援を行うように努めます。

みんなで備える防災総合補助金

地域の防災力向上のために行われる次の事業に対して補助制度があります。補助は市町村を通じて行われますので、市町村防災担当課にあらかじめご相談ください。

自主防災組織活動支援事業	住民一人一人の主体的な防災活動や、災害時要援護者対策も含めた、地域ぐるみでの防災システムづくりを確立するために、実施する地域や地区ごとの自主防災組織を支援する事業	例 資機材の整備、防災マップの作成、防災訓練の開催等
地域防災体制整備支援事業	自主的な地域防災体制の早期整備を促進するため、市町村等が実施する自主防災組織の育成や活性化対策、また自主防災組織と連携して実施する事業	例 防災研修会、家具転倒防止講演会や高齢者世帯等への取付け支援、消防団が自主防災組織と連携する場合の訓練用資機材の整備等
地域防災施設整備事業	地域防災施設の早期充実を図るため、市町村等が実施する避難対策や防災情報通信に必要な施設整備等、住民避難等の安全確保対策の観点から十分な有効性が認められる事業	例 避難標識等の設置、避難経路・避難地の整備、津波避難ビル等の整備、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備等

14 高知県南海地震対策推進週間（期間／毎年8月30日から9月5日まで）

県民、事業者、自主防災組織等が南海地震対策への理解を深め、地震防災に係る活動がより一層充実されていく必要があります。そこで「みんなで一斉に南海地震に備えよう!」という気持ちをひとつにする「南海地震対策推進週間」を定めることとし、時期を、関東大震災をきっかけにつくられた国の「防災週間」に合わせました。南海地震への備えや訓練が、全県的な運動として広がることを目指します。

南海地震対策推進週間の取組(第36条)

- 県民、事業者等が備えの点検と充実をすること。
- 自主防災組織が活動の点検と充実をすること。
- 県民、事業者、自主防災組織等が互いの連携のもとに、必要な訓練を行うこと。
- 県は、市町村、防災関係機関等と連携して、県民、事業者、自主防災組織等のこれらの取組等が円滑に行われるように支援すること。

「地域みんなで自主防災訓練」

推進週間中の日曜日には、県内の自主防災組織による一斉訓練「地域みんなで自主防災訓練」を開催しています。各地域で防災訓練を企画し、県民みんなで参加しましょう。



倒壊家屋からの救助訓練



吹き出し訓練



防災倉庫の資機材の点検

< 備えの点検と充実 >

県では、「家庭の備え」、「事業者の備え」、「自主防災組織の活動」が点検できるようチェックリストを掲載したパンフレットを作成しています。毎年点検し、備えの取組や活動を充実させていきましょう。それぞれ県のホームページからダウンロードできます。

◆ 家庭の備えを八つのポイントで点検

あなたの地震への備えをチェック! (震災に強い人づくり編)

点検のポイント：①地震に関する知識、②居住する地域に関する危険の認識、③家の安全対策、④室内の安全対策、⑤スムーズな避難、⑥家族の安否確認、⑦地域の助け合い、⑧食料・飲料水等の備蓄

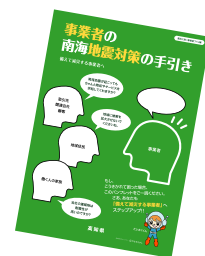
あなたと家族を守るため、
めざせ“ソナエーター”



◆ 事業者の備えを六つのポイントで点検

事業者の南海地震対策の手引き (震災に強い事業者づくり編)

点検ポイント：①南海地震対策に取り組む体制をつくる、②事業所内の人の安全を確保する、③周辺地域への被害拡大を防止する、④地震発生後も事業を継続する、⑤防災訓練等で事業所の災害対応力を確認する、⑥地域の防災力アップに貢献する



◆ 自主防災組織の活動を八つのポイントで点検

自主防災活動道を行く! (震災に強い地域づくり編)

点検ポイント：①組織体制の整備・活動計画の定め、②防災知識の共有・自助の取組の促進、③防災マップ・避難計画づくり、④災害時要援護者への支援、⑤他の団体との連携・人材活用、⑥防災用の資機材等の整備と調達、⑦防災訓練の実施、⑧計画の見直し・地域課題の解決



15 災害時要援護者への支援等（第9章第2節）

災害時には、自ら避難することができない、避難行動の判断を行う情報収集が困難であるなどの理由で、災害時要援護者（高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする者）の方たちが被害に遭いやすい傾向にあります。

災害時要援護者と思われる対象者は県内に十数万人（行政機関の把握している数）
さらに高齢化が加速すると、その数が増加していく可能性が高く、重要な問題

課 ↓ 題

日常的な交流やコミュニケーションが不足
災害時要援護者の把握がなかなか進まない、いざというときに支援が可能か不安

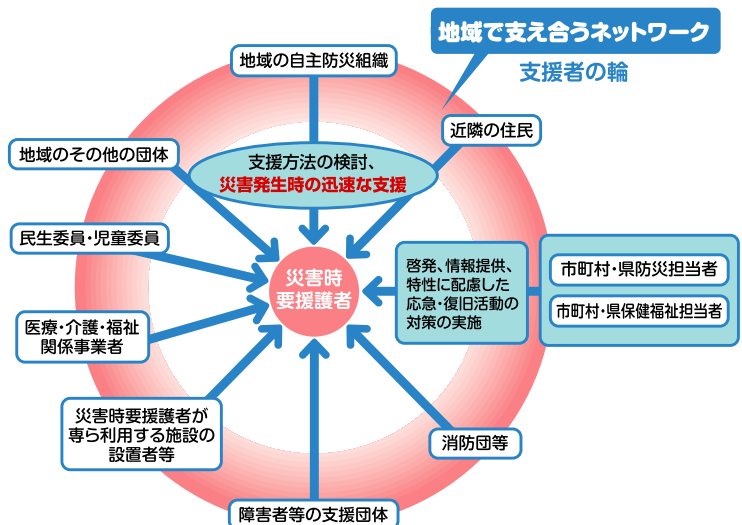
災害時要援護者への啓発及び支援（第37条）

南海地震から災害時要援護者の安全と被災後の生活を守るためには、災害時要援護者自ら（家族など）の備えと、避難支援などの地域での支え合いが必要となります。

地域での支え合いのためには、日頃から、各地域で支え合うネットワークづくりを進め、支援を必要とする一人一人の特性やニーズに合わせた支援を考えていくことが重要です。

●支援者（近隣住民、自主防災組織その他地域の団体、民生委員・児童委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等）は…次のことに努めます。

- ・災害時要援護者を地域で支え合うネットワークを構成し、避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援等の方法をあらかじめ定めること。
- ・南海地震が発生したときは迅速に支援を行うこと。



●県は…次のことに努めます。

あらかじめ 市町村等と連携して

- ・災害時要援護者とその家族への啓発（備えや南海地震の発生時にとるべき行動等に関して）
- ・災害時要援護者を地域で支え合うネットワークづくりの促進
- ・*災害時要援護者に対応することができる避難所の確保、生活支援等の対策の推進

南海地震の発生後 支援者、市町村、防災関係機関等と連携して

- ・災害時要援護者が必要とする情報の提供
- ・災害時要援護者の特性に配慮した応急活動と復旧活動の対策の実施

< *災害時要援護者に対応することができる避難所（福祉避難所）の設置 >

避難所において特別な援護を必要とする方に対応するため、移動しやすいようにバリアフリー化されている所や、生活支援・こころのケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員が配置されている所などを、福祉避難所として市町村が指定し、開設できるよう努めていきます。

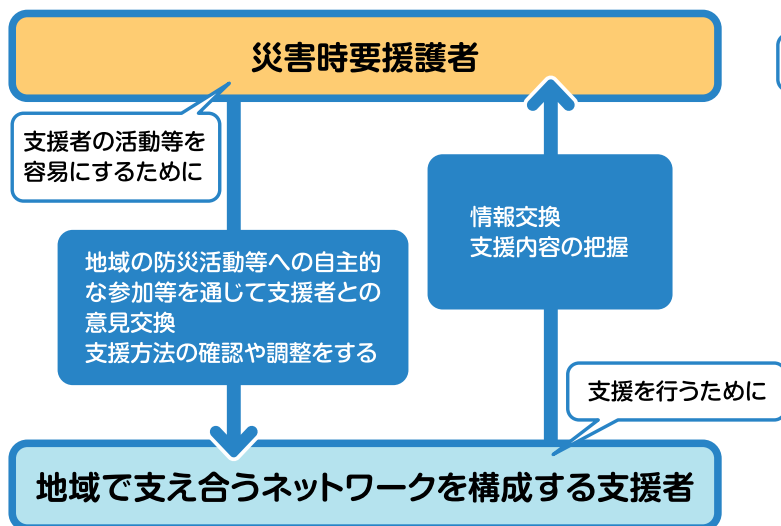
災害時要援護者の把握及び個人情報の適正な取扱い（第38条）

災害時要援護者への支援が円滑に行われるためには、支援する者と支援される者が日ごろの付き合いの中で良い関係をつくり、記憶にとどめておくことが大切です。

そのためには、災害時要援護者やその家族も、地域の防災活動等への自主的な参加などを通じて、支援が必要な状況を理解してもらい、課題を解決していくことが重要です。

また、支援者は、災害時要援護者との信頼関係を損なわないためにも、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

<災害時要救護者の把握>



<個人情報の適正な取扱い>

●災害時要援護者支援に関する情報を取り扱う支援者は…

知事が定める「災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針」に基づき、適正に取り扱うものとします。

災害時要援護者が専ら利用する施設の安全性の確保等（第39条）

災害時要援護者の利用が多い施設では、南海地震の発生時に、限られた職員で利用者の安全の確保や避難誘導等を行うことは相当に難しい状況が予想されます。

このため、日頃からその課題に向き合い、備えをしっかりとしていくことが特に重要です。

<災害時要援護者が専ら利用する施設とは>

幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、認定こども園、社会福祉事業を行う施設等のうち災害時要援護者が入所・通所する等の形態をとるもの、病院、診療所、助産所等をいいます。

●これらの施設の設置者又は管理者は…

災害時要援護者である利用者の特性を踏まえて次のことに努めなければいけません。

- ・南海地震に対する施設内の安全性の確保
- ・利用者の安全確保のための手引書（マニュアル）の作成*
- ・手引書（マニュアル）に基づく訓練
- ・南海地震発生後に、事業の早期再開をするために必要な対策

*マニュアルづくりには、県発行の「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」が参考になります。

16 地震防災に関する知識の普及、人材育成等（第9章第3節）

学校等における防災教育の推進（第40条）

子どもたちの世代は、次の南海地震に遭う確率の高い世代といえます。幼児、児童、生徒や学生（「児童等」といいます。）が地震防災に関する理解を深め、南海地震の発生時に自らの安全を確保することができるようにするには、学校はもちろんのこと、家庭、地域ぐるみで防災教育を行っていくことが重要です。

●学校、保育所等の設置者又は管理者は…次のことに努めなければいけません。

- ・児童等の発達段階に応じた防災教育を実施すること。
- ・児童等の家庭及び地域の協力を得て、地域の防災力の向上につながるような実践的な防災教育とすること。

●県は…

- ・学校、保育所等において防災教育が推進されるように、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報の提供等に努めます。

（「土佐の防災学習プログラム」より）

児童等の発達段階に応じた防災教育の「各校種目標」	
幼稚園・保育所	・災害時、自分で自分の命を守ろうとする
小学校低学年	・災害時、自分で自分の命を守ることができるようになる ・学習したことを家庭に広げることができるようになる
小学校高学年	・災害時、自分で自分の命を守ることができるようになる ・身近な場所での危険箇所を見つけ、日ごろから地震への備えをする ・学習したことを全校・家庭・地域に広げる
中学校	・災害時、自分で自分の命を守ることができる ・災害時に自分たちにできることを考え、行動できるようにする ・学習したことを全校・家庭・地域に広げる
高等学校	・災害時、自分で自分の命を守ることができる ・災害後の活動に積極的に取り組む
特別支援学校	・状況を理解して、自分の命を守ることができるようになる

<地域の防災力の向上につながる実践的な教育>

◆小学校編（低学年）（南国市立奈路小学校の取組） 防災カルタ

1・2年生では、防災について学習した内容や考えたことを五・七・五の標語と絵に描いてカルタを作りました。地域の方と一緒にいった防災イベントで披露しました。イベントでは、地域の一斉防災訓練も行われました。



◆小学校編（高学年）（四万十町立興津小学校の取組） 防災マップ

地域を歩き、避難場所や誘導灯の場所、避難経路を写真とともに地図に書き込みました。避難にかかる時間も計り、安全な場所が一目でわかるように工夫されています。歩いて見つけた危険な場所や改善点が「提言」としてまとめられています。



海拔シール

津波から逃げるためには、海からの高さを知っておくことが大切と考え、地元の建設会社の協力で海拔を計測し、子どもたちが数値を書き入れたステッカーを作りました。子どもたちによって地区内の電柱に貼られたステッカーは、津波への注意喚起に役立っています。



興津地区のあちこちに貼られています (提供 興津小学校)

◆高等学校編 地域に飛び出す防災学習 (高知県立高知東高等学校の取組)

地域防災フィールドワークin春野

2・3年生選択講座「地震列島と私たち」の一環として、高知市春野町で沿岸部・平野部・新興住宅部それぞれを歩き、自主防災組織の取組を学びました。また、参加者で災害時の対応策などを考える「災害図上訓練 (DIG)」も行いました。



聴き取り調査



災害図上訓練 (DIG)

地域防災イベント

地域防災イベントに参加しました。小学校で、高知県防災キャラクターの着ぐるみで防災啓発劇を演じたり、小学生と一緒に新聞紙で防災スリッパを作ったりと、地域の一員として活躍しています。



高校生による防災着ぐるみ劇 (提供 高知東高等学校)

防災教育の指導者の育成

毎年、全校種の教職員等を対象に、防災教育研修会を開催しています。

各学校等での取組事例の発表や、防災教育の手法に関する情報交換をしています。

学校の災害対応力を上げるための体制づくり、マニュアルづくり、訓練等についても話し合っています。

教材の作成、防災教育の手法に関する情報の提供等

例 土佐の防災学習プログラム

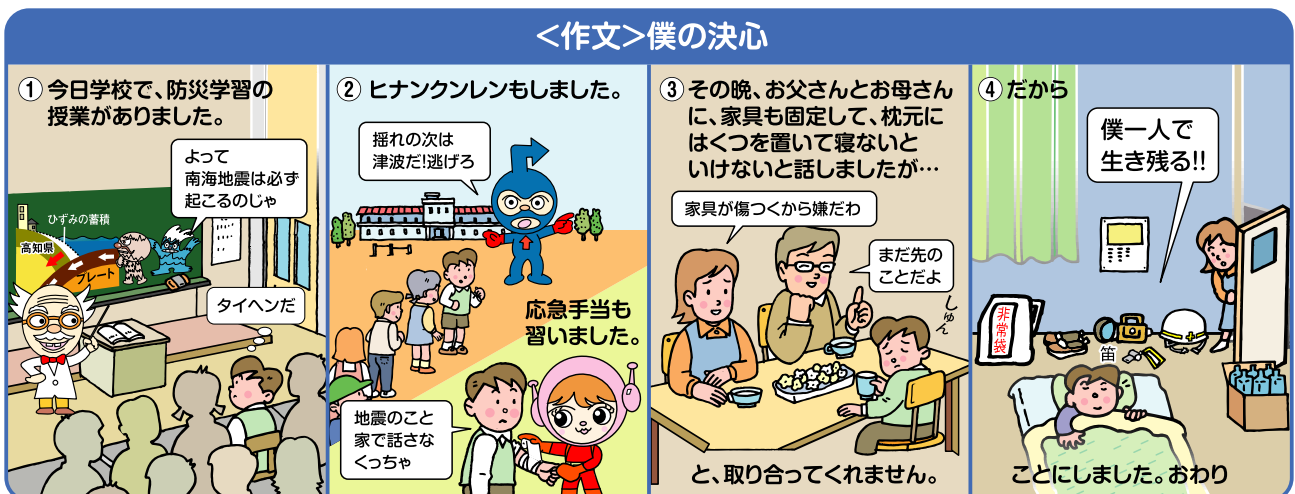
防災学習ハンドブック (指導者用) (くろしお教育サミット作成)

あそぼうさいカルタ



あそぼうさいカルタ

さんSUN高知2006年12月号「南海地震に備えちよき!」より



子どもの頃から親や祖父母に、昔起きた地震や津波について、繰り返し話を聞いたことがある人ほど、防災に関心が高いようです。家庭で「親から子へ」、「子から孫へ」と引き継がれる防災教育も大切です。家族みんなで話し合っ、家庭でできる備えに取りかかってみましょう。ごはん時は、避難場所、安否確認の仕方など、家族会議の大チャンスです。

人材の育成及び活用（第35条第4項、第42条）

震災に強い人づくり・地域づくりのためには、自助の取組・共助の取組を実践している人が増えていく環境づくりやサポートが必要とされます。また、生活や仕事の中で培われた知識や技術、社会貢献活動が、防災に役立つ場合もあり、そういう知識や技術をもっている方や活動をしている方と連携し、助言や指導が受けられるようにすることも、生活防災力や地域防災力を高めることにつながることになります。

●**県は**…次のことに努めます。

- ・市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者を育成すること。
- ・市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域又は事業所における地震防災に係る活動に適切な助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用をすること。

<自主防災組織リーダー研修会の開催>

県では、自主防災組織リーダーの育成のために、毎年研修会を開催しています。活動の活性化のためのノウハウを習得できる場です。また、他の自主防災組織の人と交流でき、活動のヒントを得たり、人脈を広げたり、互いに良い刺激を与え合う場になっています。（参加を希望する場合は、お住まいの市町村防災担当課を通じてお申し込みください。）



地図を使った訓練の方法をリーダーが学んでいます。

<市町村主催の「震災に強い人づくり・地域づくり」講座>

自助の取組・共助の取組を実践する人を育成するために、防災の知識や技術を習得できる連続講座を開催する市町村もあります。県では、そういう市町村に支援をしています。

平常時や災害時における地域での受講生たちの活躍が期待されます。



高知市の「防災人づくり塾」修了式
(提供 高知市)



黒潮町の「地域の防災サポーター養成講座」
(提供 黒潮町)

<社会貢献活動団体による人材の育成や防災啓発>

例 高知県国際交流協会

日本語が理解できない在住外国人の支援のために、次のような取組をしています。

●災害時語学サポーターの養成



●在住外国人を対象にした防災訓練

●災害時語学サポーター等のラジオ局への派遣協定

●緊急ラジオ放送のための放送訓練

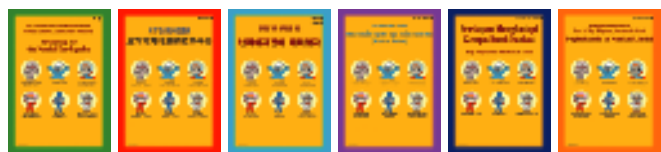


緊急ラジオ放送のための放送訓練

●県発行の啓発冊子

「南海地震に備えちよき」の6か国語翻訳

英語、中国語、韓国語（朝鮮語）、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語版ができています。高知県国際交流協会のホームページをご覧ください。



(提供 高知県国際交流協会)

17 広報活動の実施、啓発等（第41条）

県民、事業者等が、南海地震への備えを進め、南海地震の発生時に迅速かつ適切な行動をとれるようにするためには、防災知識の普及や防災活動の促進をする広報活動や啓発ツールが必要です。

●県は…次のことに努めます。

- ・市町村、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発及び相談体制の整備をすること。
- ・国、市町村等と連携して、あらかじめ、南海地震の揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険な「ため池」等に関する情報の提供をすること。

<主な啓発ツールのご紹介>

①「起震車」で地震の揺れ体験

起震車は、県内を巡回しています。起震車があなたのまちにやってきましたら、是非地震の揺れの体験をしてみましょう。巡回スケジュールその他のお問い合わせは、高知県消防学校（電話番号088-892-0087）まで。

新しい起震車は、「じしんまん」のデザインだドーン

立ってられないほどの揺れに驚いた。帰って、家具固定しなくては



②高知県防災キャラクターの着ぐるみ・腕人形の貸し出し

学校等の防災教育、地域の防災イベントで、着ぐるみや腕人形が活用されています。防災劇や人形劇を行うと、子どもたちの参加が期待できます。また、防災劇の台本づくりや演技を通じて、企画者自身が防災知識を深く学んでいくなどの効果もあります。

高知県防災キャラクターは、じしんまん・つなみまん・たいさくくん・ヘルパちゃん・トラフ博士・ゆうどうくんの6人。お申込みは、高知県地震・防災課（電話番号088-823-9317）まで。ただし、防災目的でないものや営利目的の利用には貸し出しができません。



幼稚園教員が地域イベントで行った防災人形劇



消防団が地域イベントで行った防災着ぐるみ劇

③ウェブサイト「南海地震に備えてGOOD!!」

<http://www.pref.kochi.lg.jp/~shoubou/sonaetegood/>

南海地震の起こるしくみ、身を守る方法、あなたの地域の「予想震度」や「予想津波」、昭和南海地震の記録映像、あそぼうさいコーナーなど、おとなも子どももためになる「高知県の南海地震情報」盛りだくさんのウェブサイトです。



④啓発冊子「南海地震に備えちょき」ほか

高知県では、南海地震の啓発のために各種のパンフレットを作成し、配布しています。裏表紙に一覧がありますので参考にしてください。



⑤パッとわかる「南海地震情報コーナー」

「南海地震情報コーナー」では、南海地震に関する県の調査や報告書が見られるほか、パンフレット等の配布を行っています。

高知県庁本庁1階県民室、県立図書館2階、安芸総合庁舎、須崎総合庁舎、伊野合同庁舎、幡多総合庁舎、市役所、町村役場等にあります。

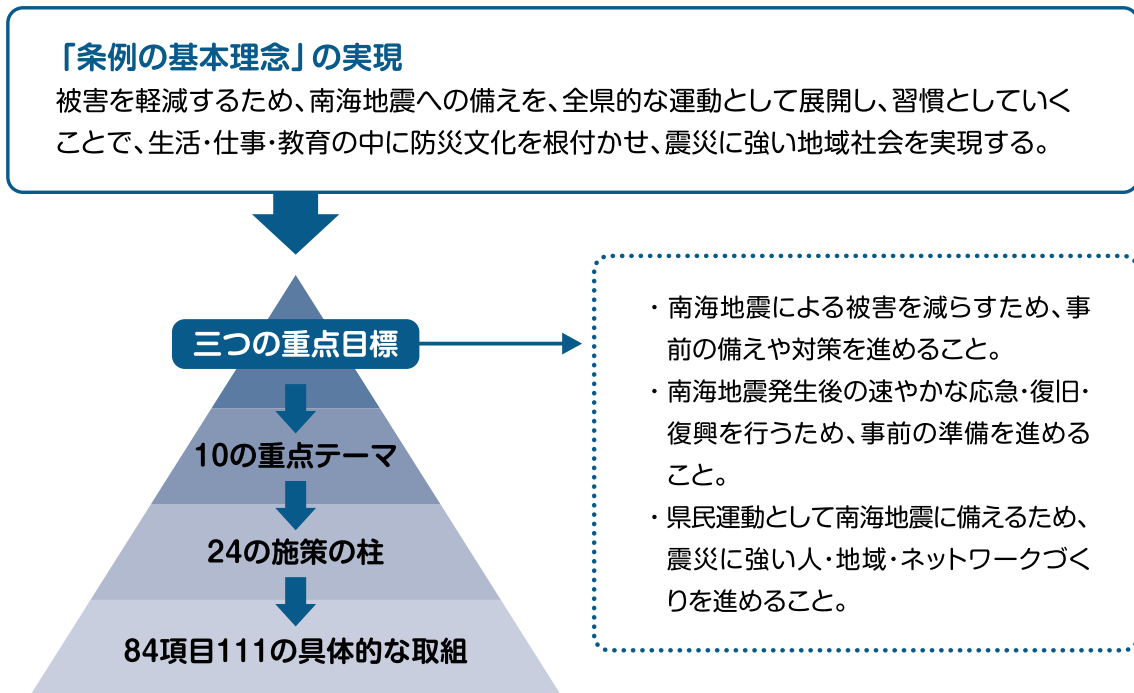


18 南海地震対策を計画的に進める（第10章）

「高知県南海地震対策行動計画」の作成(第43条)

この条例に定められた内容の実効性を高めるため、県が取り組むべき対策を定めた行動計画を平成21年2月に作成しました。この行動計画では平成21年度から平成26年度までの期間を、前期（平成21～23年度）・後期（平成24～26年度）に分け、具体的な取組や達成すべき目標を定めています。

◆行動計画の体系



<具体的な県の取組の例>

「自主防災組織の設立の促進」

共助の主要な担い手となる自主防災組織を設立するため、設立支援講習会の開催や、防災総合補助金を活用した資機材整備などの支援を行います。

目標	(前期) 自主防災組織	組織率80パーセント
	(後期) 自主防災組織	組織率100パーセント
現状	自主防災組織	組織率53.6パーセント(平成20年4月1日現在)
	全国の自主防災組織	組織率71.7パーセント(平成20年4月1日現在)

◆行動計画の推進

住民に身近な市町村が南海地震対策の中心的役割を担うことが多いため、県と市町村とが課題を共有し、連携しながら推進していきます。

南海地震対策の実施状況の点検・見直し(第44条)

行動計画に基づく取組の実施状況について、高知県南海地震対策推進本部で毎年点検し、公表します。その結果を踏まえて、必要に応じて見直ししていきますが、少なくとも前期での取組状況を踏まえて、後期計画に具体的な対策を盛り込むための見直し作業を、平成23年度に行っていきます。見直しに当たっては、県民等から意見を聴き、反映するように努めます。

県発行の主な啓発冊子

パンフレット名	主な内容	問い合わせ先
南海地震に備えちよき (家庭保存版) 南海地震に備えちよき (概要版)	南海地震の起こるしくみや特徴、命を守るための方法をわかりやすくまとめたもの	地震・防災課
南海地震から命を守るための「7つのチェックリスト」	「南海地震に備えちよき」の内容を簡易版のチェックリストにしたもの	地震・防災課
あなたの地震への備えをチェック! (震災に強い人づくり編)	各家庭での日頃の地震への備えの状況を八つのテーマで確認し、備えの達人「ソナーター」をめざすもの	地震・防災課
事業者の南海地震対策の手引き (震災に強い事業者づくり編)	南海地震対策をこれから始める事業者向け。南海地震対策を六つのミッションに分けて説明し、「備えて減災する事業者」をめざすもの	地震・防災課 商工政策課
高知県社会福祉施設 地震防災対策マニュアル	施設の管理者や職員が、利用者等の命を守り、早期再開をするためのマニュアルづくりをめざすもの	高齢者福祉課
事業所のための津波防災訓練	津波浸水予想区域の事業者が、東南海・南海地震防災対策計画に基づく防災訓練を行うことをめざすもの	地震・防災課
自主防災活道を行く! (震災に強い地域づくり編)	自主防災組織の役員向け。八つのテーマで自主防災活動をふりかえり、活動の活性化をめざすもの	地震・防災課
災害時要援護者支援の手引き (いざ南海地震、みんなでたすかるために)	災害時要援護者への支援を検討する地域の自主防災組織等向け。支え合いのネットワークづくりをめざすもの	障害保健福祉課
在宅要医療者の災害対応	在宅で療養中の常に医療を必要とする方向け。日ごろの備えについてのパンフレット。緊急支援手帳付き	健康づくり課
南海地震による災害に強い地域社会 をめざすステップアップガイド	「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」の簡易版パンフレット	地震・防災課
総集編 「トラフ博士の南海地震コーナー」	県広報紙「さんSUN高知」での連載コラムを平成17年度に編集したもの	地震・防災課

県が行った主な調査等

調査名等	主な内容	問い合わせ先
第2次高知県地震対策基礎調査 (H16.3)	M8.4規模の南海地震が発生した場合の高知県の被災想定等	地震・防災課
高知県津波防災アセスメント補完調査 (H17.5)	津波の到達時間・津波浸水深等に関する詳細調査	地震・防災課
4県共同地震・津波県民意識調査 (H19年度調べ)	三重県、和歌山県、徳島県、高知県が共同で行った県民の意識や備えの調査	地震・防災課
土砂災害危険区域図	土砂災害の危険な箇所を知ることができるマップ	防災砂防課
土砂災害警戒区域等の指定	上記の危険区域図より詳細な範囲を示したもの (調査推進中)	防災砂防課
農業用ため池ハザードマップ	ため池堤防が決壊した場合に氾濫水が到達する可能性のある最大範囲と予想される浸水の深さを県又は市町村で調査し、作成したマップ	農業基盤課

うえのパンフレット、調査結果、ハザードマップは、各課のホームページでご覧になれます。

平成21年3月 初版発行

高知県危機管理部地震・防災課

高知市丸ノ内一丁目2-20 TEL/088-823-9798 FAX/088-823-9253 メール/010201@ken.pref.kochi.lg.jp
県庁HP (地震・防災課) / <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>

※「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」については、県庁ホームページ又は南海地震情報コーナーでご覧いただけます。